

内灘町障害者計画2024

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

(案)

令和5年12月時点

内 灘 町

もくじ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係	2
4 計画の期間	2
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	3
1 障がいのある人の推移	3
1-1 人口と世帯数の推移	3
1-2 障害者手帳所持者数の推移	4
1-3 身体障がいのある人の状況	5
1-4 知的障がいのある人の状況	9
1-5 精神障がいのある人の状況	10
1-6 難病患者の状況	11
2 障がいのある児童・生徒の教育環境	12
2-1 教育環境	12
第3章 町民の意識と実態	13
(1) 調査の概要	13
(2) 調査結果	14
第4章 計画の基本的な考え方	24
1 計画の基本理念	24
2 基本目標	24
3 計画の体系	26
第5章 施策の展開	27
基本目標Ⅰ 安全・安心にくらす	27
基本目標Ⅱ 健やかにくらす	33
基本目標Ⅲ 自分らしく輝きながらくらす	38
第6章 サービス提供について	43
1 障害福祉計画・障害児福祉計画について	43
2 国の基本方針	43
3 町の基本方針	44
4 成果目標・活動指標の設定	45
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	45
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	46
(3) 地域生活支援の充実	48
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	49

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	51
(6) 相談支援体制の充実・強化等	53
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	54
(8) 発達障がい等に対する支援	55
5 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策	57
(1) 訪問系サービス	57
(2) 日中活動系サービス	59
(3) 居住系サービス	61
(4) 相談支援	62
6 地域生活支援事業	63
(1) 理解促進研修・啓発事業	63
(2) 相談支援事業	64
(3) 成年後見制度利用支援事業	65
(4) 成年後見制度法人後見支援事業・成年後見制度普及啓発事業	65
(5) 意思疎通支援事業	66
(6) 日常生活用具給付等事業	67
(7) 移動支援事業	68
(8) 地域活動支援センター	68
(9) 訪問入浴サービス事業	69
(10) 生活訓練事業	69
(11) 日中一時支援事業	70
(12) 手話奉仕員養成研修事業	70
(13) 虐待防止対策	71
(14) 芸術文化活動支援による社会参加等の促進	71
(15) 障害者差別解消法における取組	71
7 児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保の方策	72
(1) 障害児通所、入所、相談支援	72
8 施設の整備目標	74
第7章 計画の推進体制	75
1 計画の推進体制	75
2 計画の進捗管理・評価	75
参考資料	76
(1) 内灘町自立支援協議会委員名簿	76
(2) 内灘町自立支援協議会設置要綱	77
(3) 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービスの関係図（サービスの体系図）	79
(4) 計画策定経過	80



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、障がい者や家族等の高齢化、障がいの重度化等により障害福祉のニーズは多様化しています。また、「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう必要な支援が提供できる環境づくりが求められています。

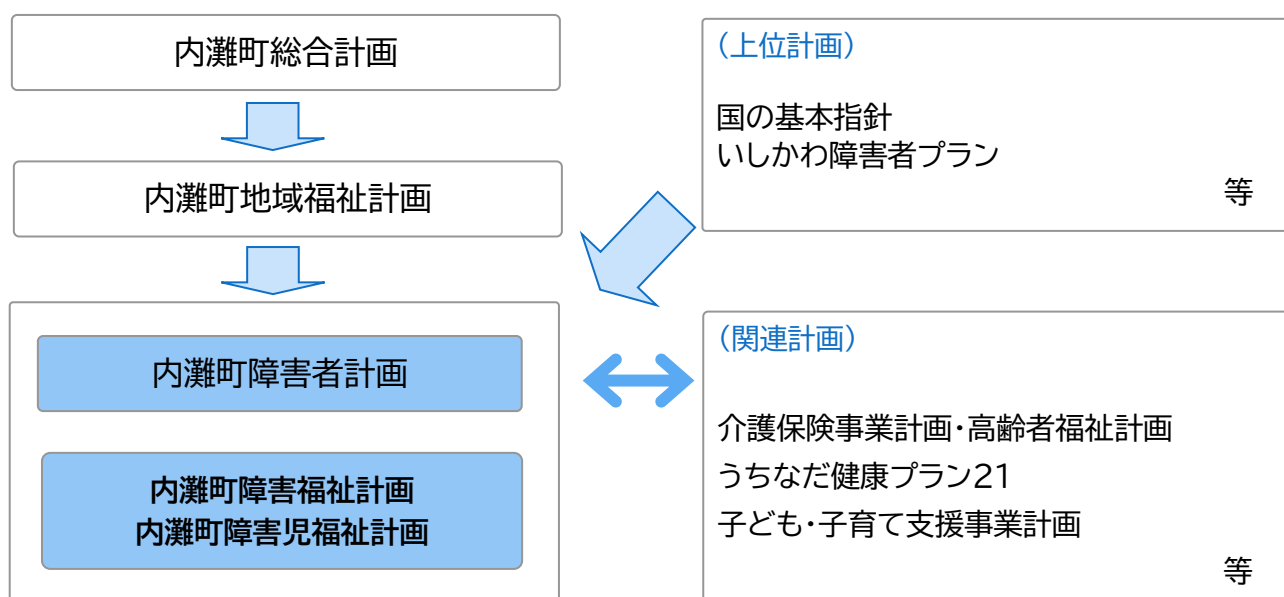
内灘町では、こうした状況を踏まえながら、平成30年3月に「障害者計画2018」を策定し、「互いに支え合い、助け合う 心豊かで思いやりのあるまち 内灘をめざして」を基本理念として掲げ、障害福祉施策の充実に取り組んできました。また、令和3年3月には「第6期内灘町障害福祉計画、第2期内灘町障害児福祉計画」を策定し、各サービスの提供体制の確保や円滑な実施について、実施目標等を定めて取り組んできました。

これらの計画期間が終了することを受けて、より具体的で実効性のある施策を実施していくため、新たに「障害者計画2024、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画」を、一体的な計画として策定します。

2 計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、生活支援に関する施策について具体的な目標値を定める計画で、上位計画である「内灘町総合計画」、「内灘町地域福祉計画」等、他の関連計画との整合性を図り策定するものです。



3 障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
名称	障害者計画 2024	第7期障害福祉計画	第3期障害児福祉計画
根拠法令	<p>障害者基本法 (第11条第3項)</p> <p>市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</p>	<p>障害者総合支援法 (第88条第1項)</p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p>	<p>児童福祉法 (第33条の20第1項)</p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p>
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画
計画期間	6年	3年	3年

4 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画 2018	見直し	障害者計画 2024						
第6期障害福祉計画	見直し	第7期障害福祉計画	見直し	第8期障害福祉計画				
第2期障害児福祉計画	見直し	第3期障害児福祉計画	見直し	第4期障害児福祉計画				

第2章 障がいのある人を取り巻く現状



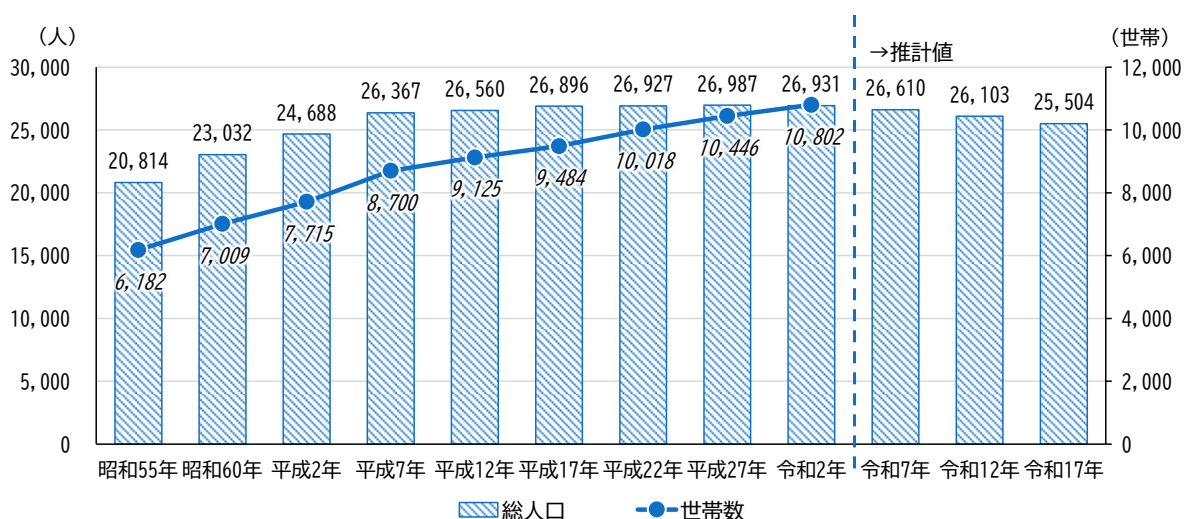
1 障がいのある人の推移

1-1 人口と世帯数の推移

本町の総人口は、平成17年以降横ばいに推移しています。一方、核家族化の進行により世帯数は増加しています。

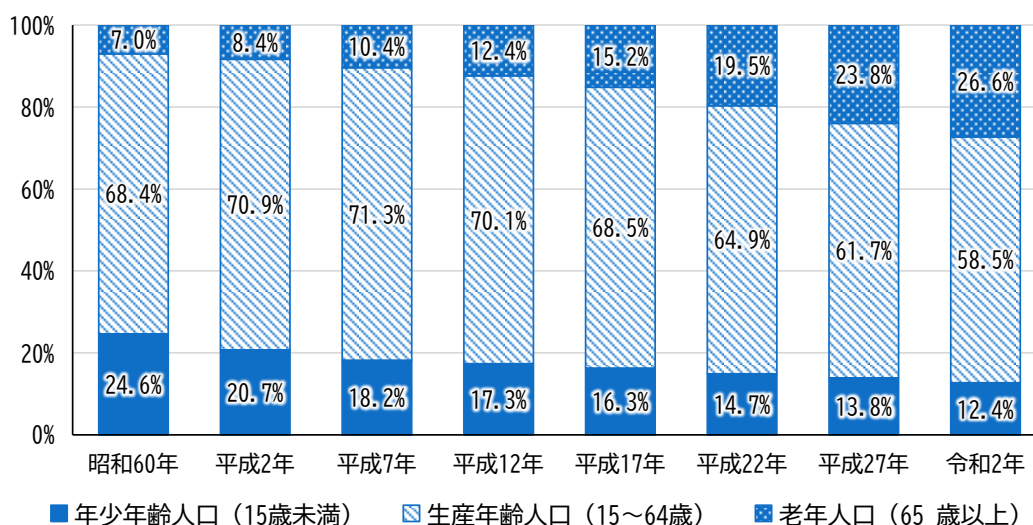
年少年齢人口（15歳未満）・生産年齢人口（15～64歳）は徐々に減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

図表1 総人口・世帯の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所（H17～27年は国勢調査による実績値）

図表2 3区分別人口の割合の推移



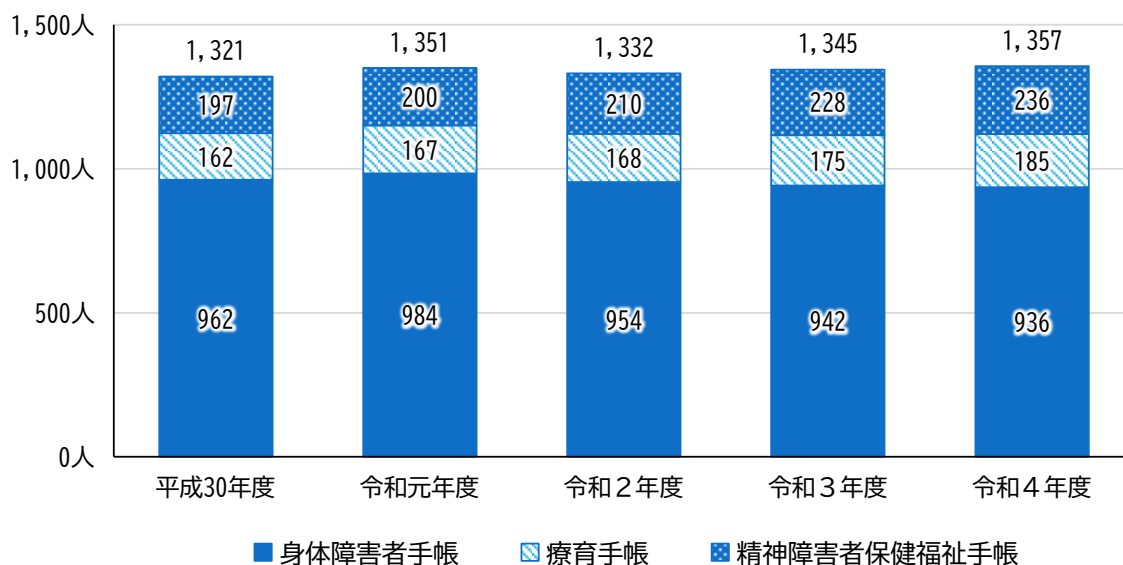
資料：国勢調査（各年10月1日）

1-2 障害者手帳所持者数の推移

令和4年度の障害者手帳所持者数は1,357人で、平成30年度から令和4年度の間36人増加しています。

身体障害者手帳所持者数は令和元年度に増加したものの、令和2年度以降は徐々に減少しています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成30年度以降少しずつ増加しています。

図表3 各障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

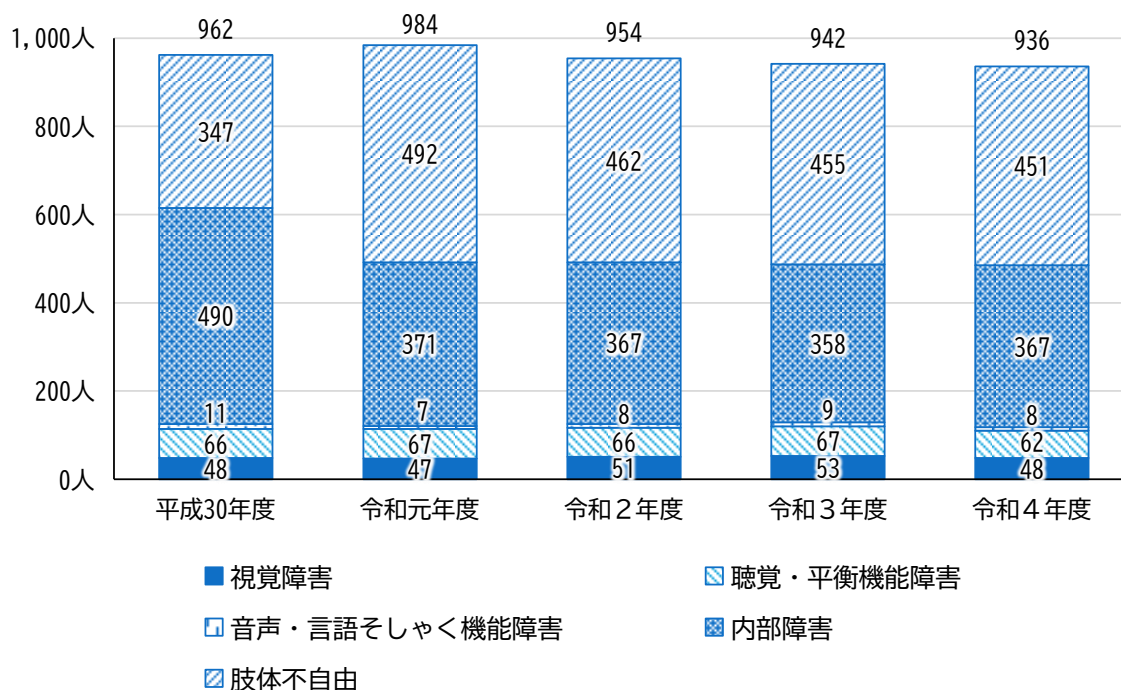
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	962	984	954	942	936
療育手帳	162	167	168	175	185
精神障害者保健福祉手帳	197	200	210	228	236
合計	1,321	1,351	1,332	1,345	1,357

資料：福祉課（各年度末現在）

1-3 身体障がいのある人の状況

令和4年度の身体障害者手帳所持者数を障害種類別で見ると、「肢体不自由」が451人と最も多く、次いで「内部障害」が367人となっています。

図表4 障害種類別身体障害者手帳所持者数の状況



(単位：人)

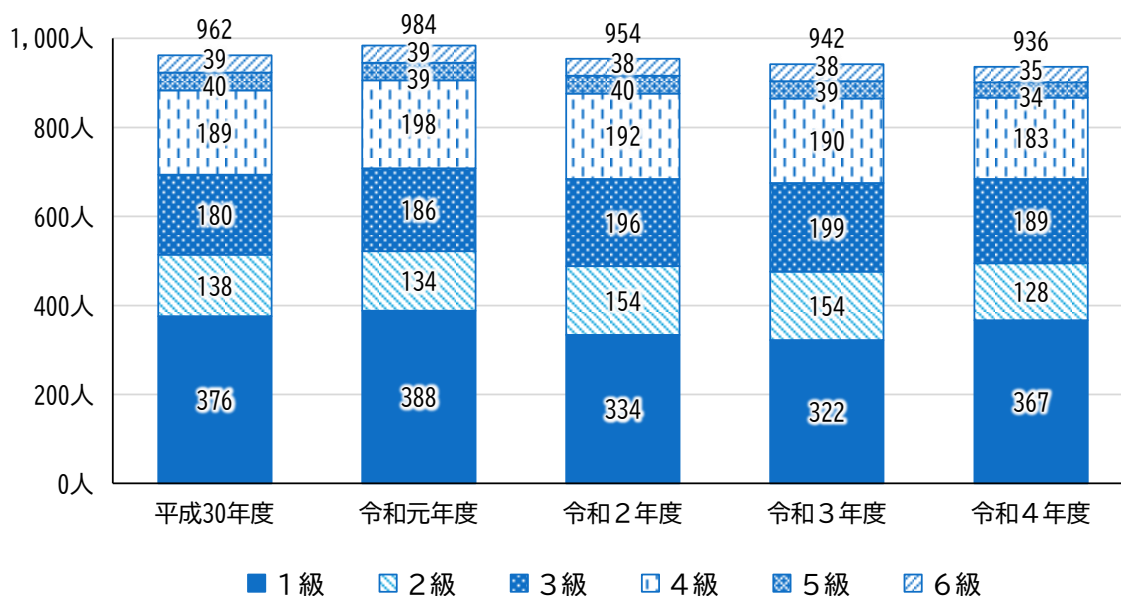
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	48	47	51	53	48
聴覚・平衡機能障害	66	67	66	67	62
盲ろう（再掲）	2	2	2	2	2
音声・言語そしゃく機能障害	11	7	8	9	8
内部障害	490	371	367	358	367
肢体不自由	347	492	462	455	451
合計	962	984	954	942	936

資料：福祉課（各年度末現在）

令和4年度の身体障害者手帳所持者数を等級別で見ると、「1級」が367人と最も多く、次いで「3級」が189人、「4級」が183人となっています。

令和2年度以降、身体障害者手帳所持者数は徐々に減少しているものの、令和4年度は「1級」のみ増加しています。

図表 5 等級別身体障害者手帳所持者数の状況



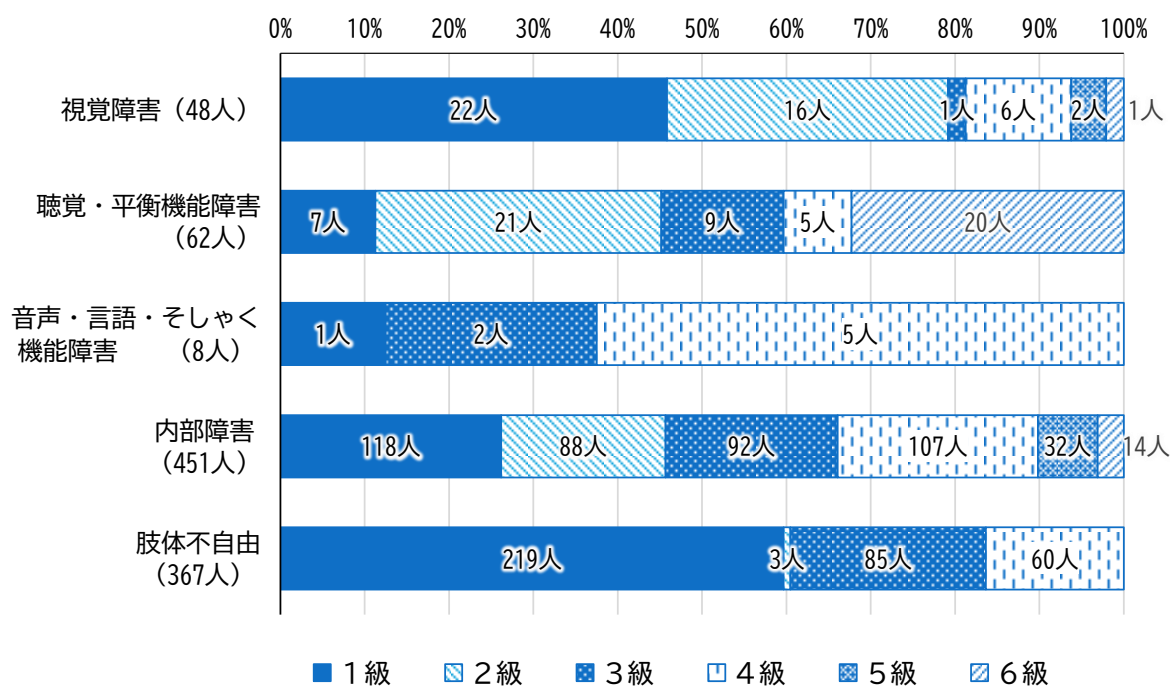
(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	376	388	334	322	367
2級	138	134	154	154	128
3級	180	186	196	199	189
4級	189	198	192	190	183
5級	40	39	40	39	34
6級	39	39	38	38	35
合計	962	984	954	942	936

資料：福祉課（各年度末現在）

令和4年度の身体障害者手帳所持者の等級を主たる障害種類別で見ると、視覚障害では「1級」が半数近くを占め、最も多くなっています。聴覚・平衡機能障害では「2級」・「6級」がそれぞれ約3割で多くなっています。音声・言語・そしゃく機能障害では、「4級」が最も多くなっています。肢体不自由では「1級」・「4級」がそれぞれ25%前後で多くなっています。内部障害では「1級」が約6割を占め、最も多くなっています。

図表 6 令和4年度の主たる障害種別・等級別身体障害者手帳所持者数の状況



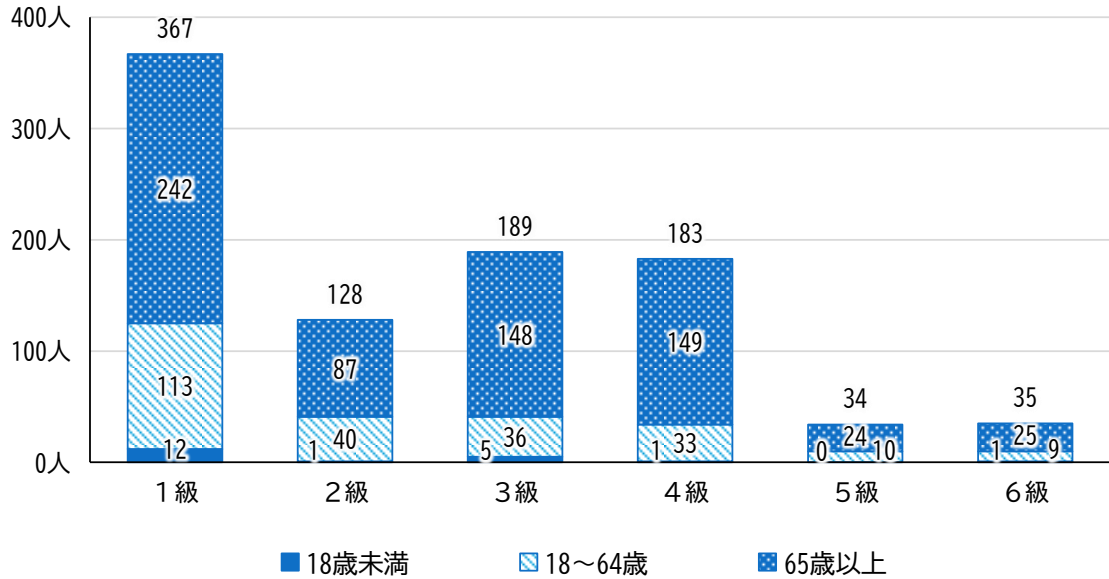
(単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	22	16	1	6	2	1	48
聴覚・平衡機能障害	7	21	9	5	0	20	62
音声・言語そしゃく機能障害	1	0	2	5	0	0	8
内部障害	118	88	92	107	32	14	451
肢体不自由	219	3	85	60	0	0	367
合計	367	128	189	183	34	35	936

資料：福祉課（令和4年度）

令和4年度の身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、「65歳以上」が675人となっており、全体の72.1%を占めています。

図表 7 等級・年代別身体障害者手帳所持者数・割合



(単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	12 3.3%	1 0.8%	5 2.6%	1 0.5%	0 0.0%	1 2.9%	20 2.1%
18~64歳	113 30.8%	40 31.3%	36 19.0%	33 18.0%	10 29.4%	9 25.7%	241 25.7%
65歳以上	242 65.9%	87 68.0%	148 78.3%	149 81.4%	24 70.6%	25 71.4%	675 72.1%
合計	367	128	189	183	34	35	936

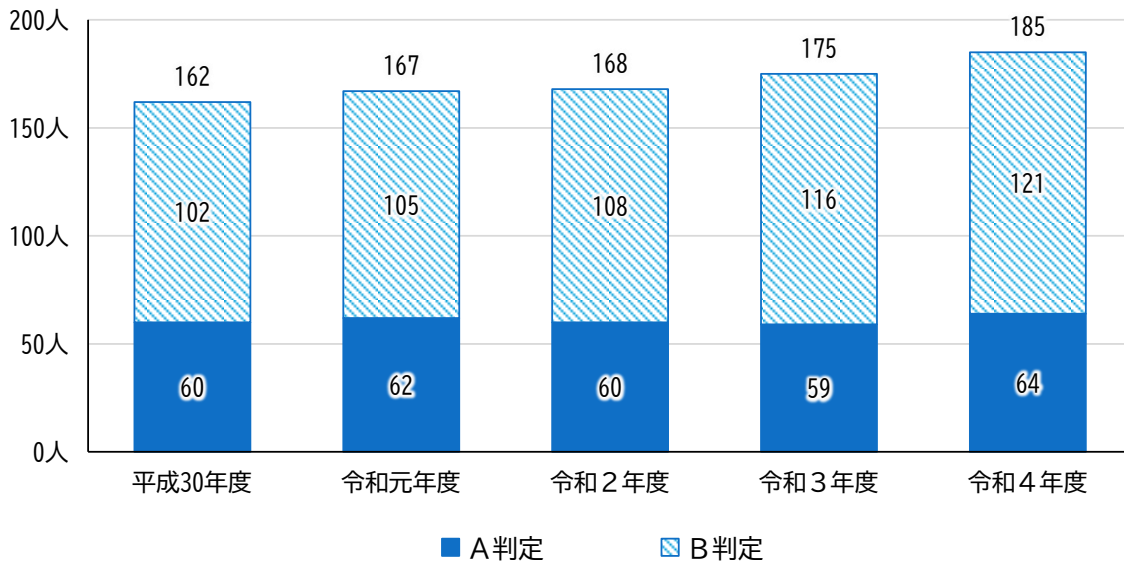
資料：福祉課（令和4年度末現在）

1-4 知的障がいのある人の状況

令和4年度の療育手帳所持者数を等級別で見ると、「A判定（重度）」が64人、「B判定（中・軽度）」が121人の計185人となっています。

平成30年度以降の推移をみると、「A判定」はほぼ横ばいに推移している一方、「B判定」は少しずつ増加しています。

図表 8 療育手帳所持者数の推移



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	60	62	60	59	64
B判定	102	105	108	116	121
合計	162	167	168	175	185

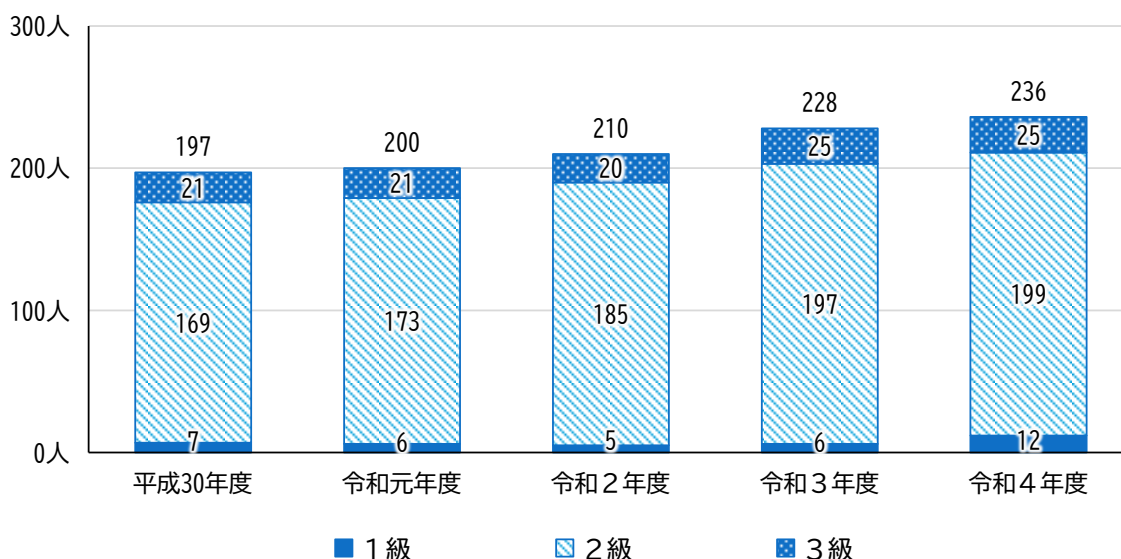
資料：福祉課（各年度末現在）

1-5 精神障がいのある人の状況

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別で見ると、「2級」が199人と最も多く、次いで「3級」が25人、「1級」が12人の計236人となっています。

また、すべての等級において横ばい、又は増加しています。

図表 9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位：人)

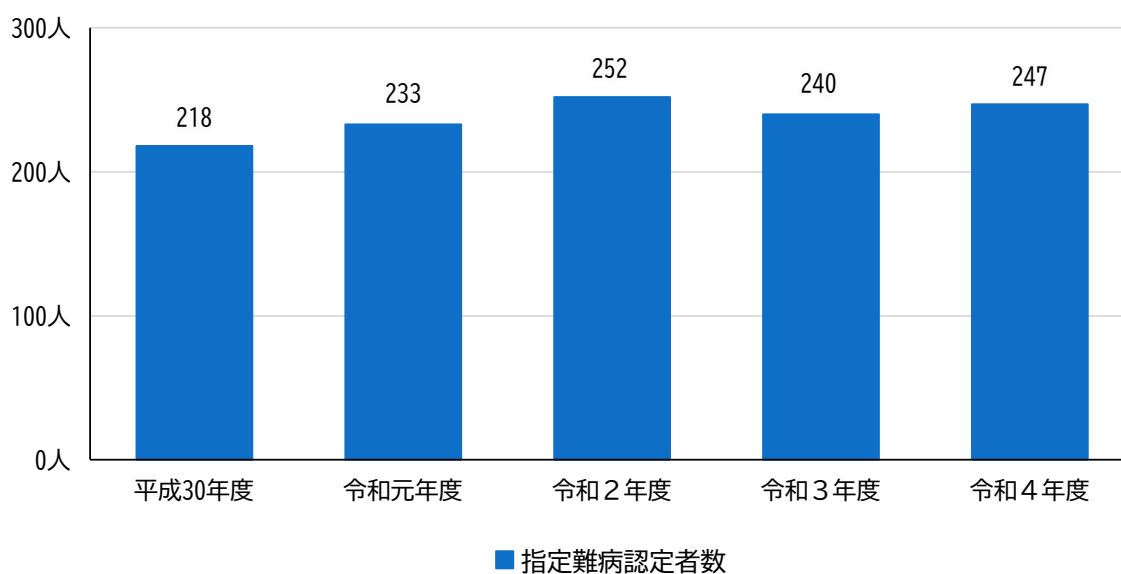
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	7	6	5	6	12
2級	169	173	185	197	199
3級	21	21	20	25	25
合 計	197	200	210	228	236

資料：福祉課（各年度末現在）

1-6 難病患者の状況

平成23年の障害者基本法改正において、障がいのある人の定義に難病患者が加わりました。その後、平成25年4月の障害者総合支援法施行により、障害福祉サービスを受けることが可能となりました。対象疾病は令和2年4月現在、361疾病が指定されています。また、平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、医療費助成の対象とする疾患は「指定難病」とされました。対象疾病は令和5年4月現在で、338疾病が指定されています。

図表 10 指定難病認定者数の推移



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病認定者数	218	233	252	240	247

資料：石川県石川中央保健福祉センター（各年度末現在）

2 障がいのある児童・生徒の教育環境

2-1 教育環境

本町ではすべての小中学校に特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒が障がいに応じた学校生活を送れるように支援しています。

また、個々の特性に配慮した教育環境の整備や通常学級との交流の機会を積極的に進めています。

図表 11 小学校の児童数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町内の児童数	1,535	1,499	1,493	1,466	1,420
町立小学校（通常学級）	1,496	1,456	1,447	1,421	1,375
町立小学校（特別支援学級）	29	36	38	36	37
特別支援学校	10	7	8	9	8
その他	10	10	7	15	9

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

図表 12 中学校の生徒数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町内の生徒数	805	755	714	733	728
町立中学校（通常学級）	787	741	694	712	701
町立中学校（特別支援学級）	9	7	12	15	20
特別支援学校	9	7	8	6	7
その他	21	20	23	28	26

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

※その他は町外への区域外通学、国立・私立学校への通学



第3章 町民の意識と実態

(1) 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、内灘町の障がい者等に対して、障がい者の現状、障害福祉サービス等の利用状況、認知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障害者計画及び障害福祉計画の見直し、障害児福祉計画の策定のための基礎資料とすることを目的としています。

2. 調査対象及び調査方法

調査地域	内灘町全域
調査対象	町内在住の障がい者、障がい児の保護者
標本数	1,000人
標本抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和5年7月
調査方法	郵送配布・郵送回収

3. 調査票の回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000件	396件	39.6%

4. 調査結果の見方

- ・回答比率は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・帯グラフにおいて、割合が0.0%であった場合、表示を省略しています。
- ・調査結果を図表で表示していますが、クロス集計の表は、「無回答」を除いて最も高い割合の値を濃紺、二番目に高い割合の値を青、三番目に高い割合の値を薄青で網かけしています。
- ・障害種別の内訳は以下の通りです。

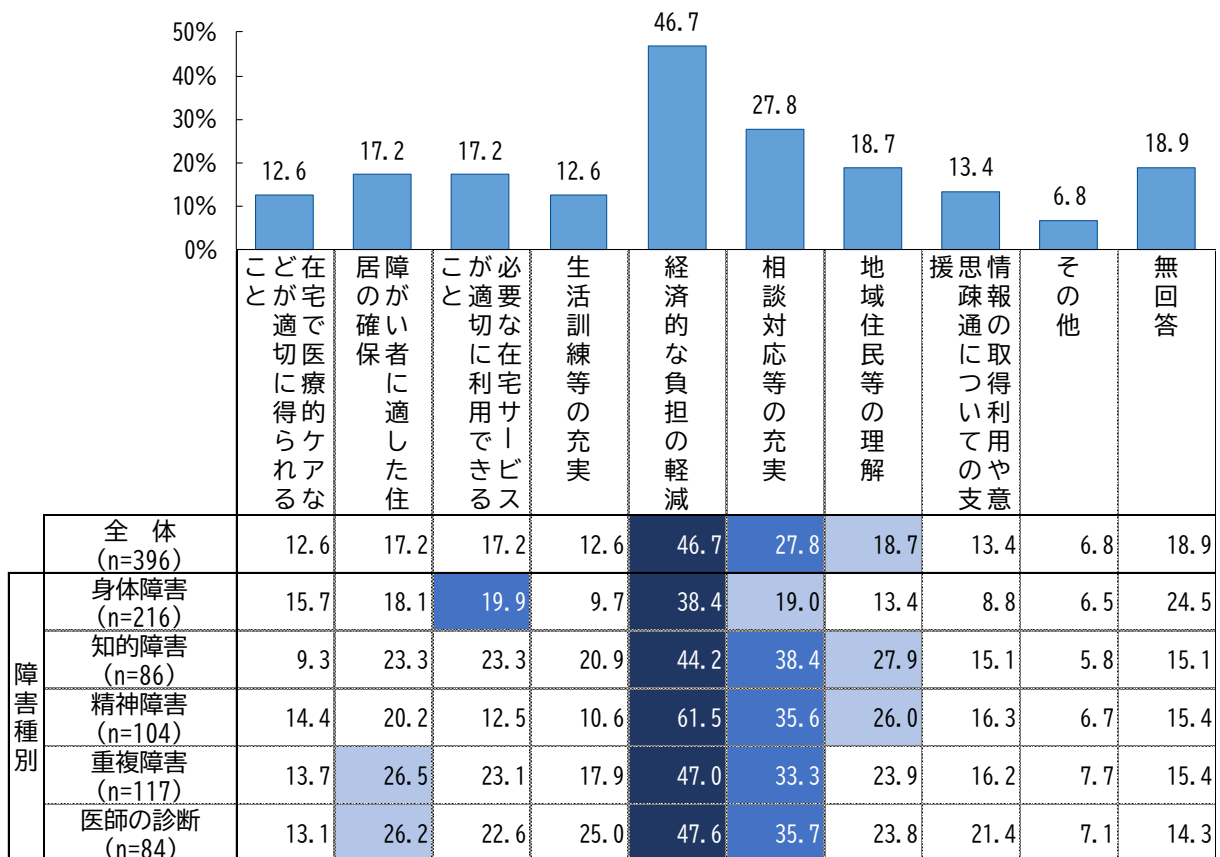
身体障害	身体障害者手帳の等級	問3で1級～6級を選択
知的障害	療育手帳の等級	問3でA(重度)、B(軽度)を選択
精神障害	精神障害者保健福祉手帳の等級	問3で1級～3級を選択
医師の診断	医師から診断を受けているもの	問3で発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害、難病を選択
重複障害	上記項目のうち2つ以上にあてはまる	

(2) 調査結果

1. 生活するための支援

希望する生活をおくるために、どのような支援があればよいと思うかについては、「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「相談対応等の充実」、「地域住民等の理解」の順となっています。障害種別でみると、いずれも「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

図表 13 希望する生活をおくるために必要な支援

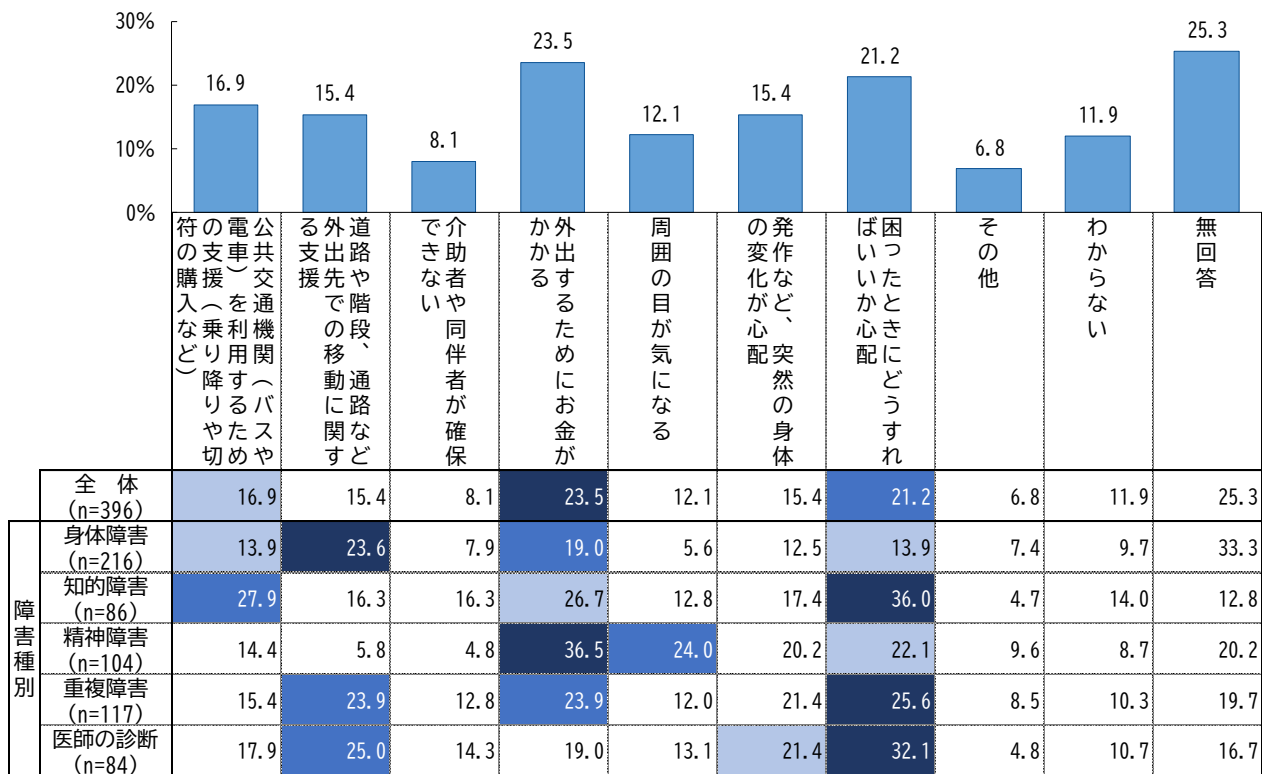


2. 外出時の困りごとや必要な支援

外出する時に困ること、必要なことについては、「外出するためにお金がかかる」が最も多く、次いで「困ったときにどうすればいいか心配」、「公共交通機関（バスや電車）を利用するための支援（乗り降りや切符の購入など）」の順となっています。

障害種別でみると、身体障害では「道路や階段、通路など外出先での移動に関する支援」、知的障害・重複障害では「困ったときにどうすればいいか心配」、精神障害では、「外出するためにお金がかかる」、医師から診断を受けているものでは「困ったときにどうすればいいか心配」が最も多くなっています。

図表 14 外出時に困ること・必要なこと



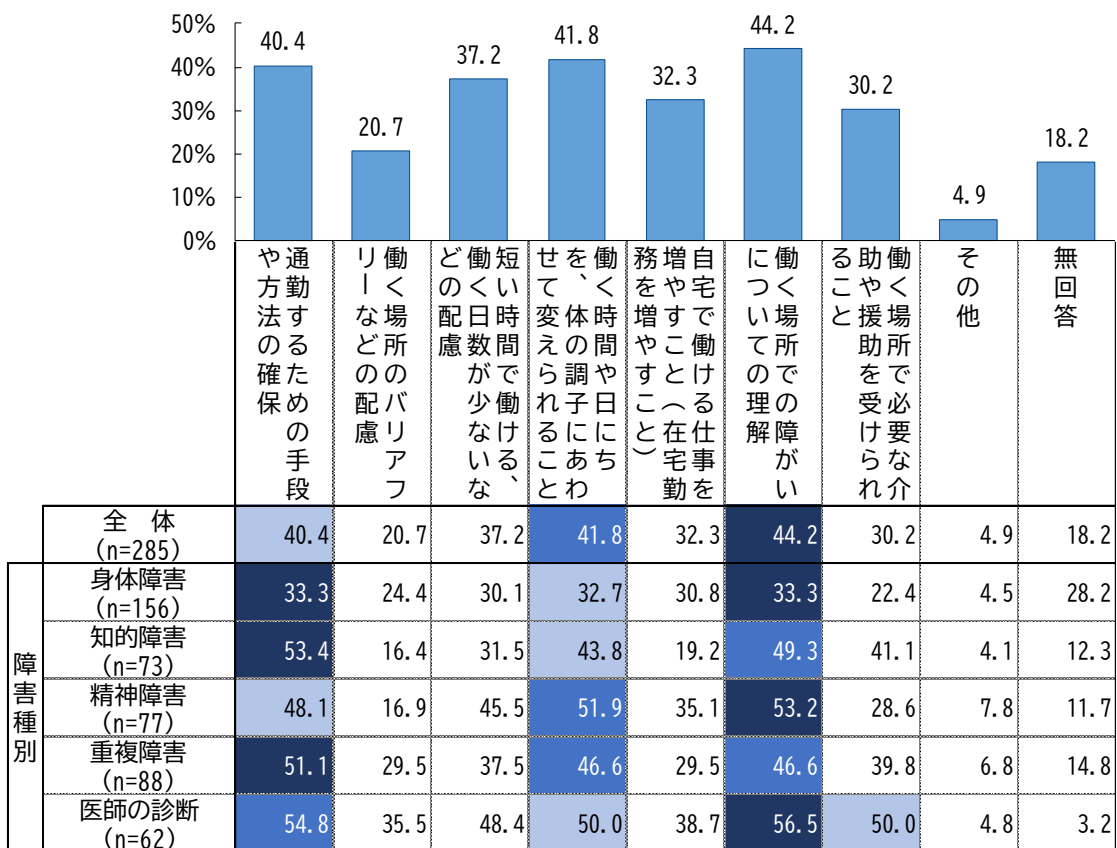
3. 必要な就労支援

障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思うかについては、「働く場所での障がいについての理解」が最も多く、次いで「働く時間や日にちを、体の調子にあわせて変えられること」、「通勤するための手段や方法の確保」の順となっています。

障害種別でみると、身体障害では「通勤するための手段や方法の確保」・「働く場所での障がいについての理解」が同率で最も多くなっています。

知的障害・重複障害では「通勤するための手段や方法の確保」、精神障害・医師から診断を受けているものでは、「働く場所での障がいについての理解」が最も多くなっています。

図表 15 必要な就労支援

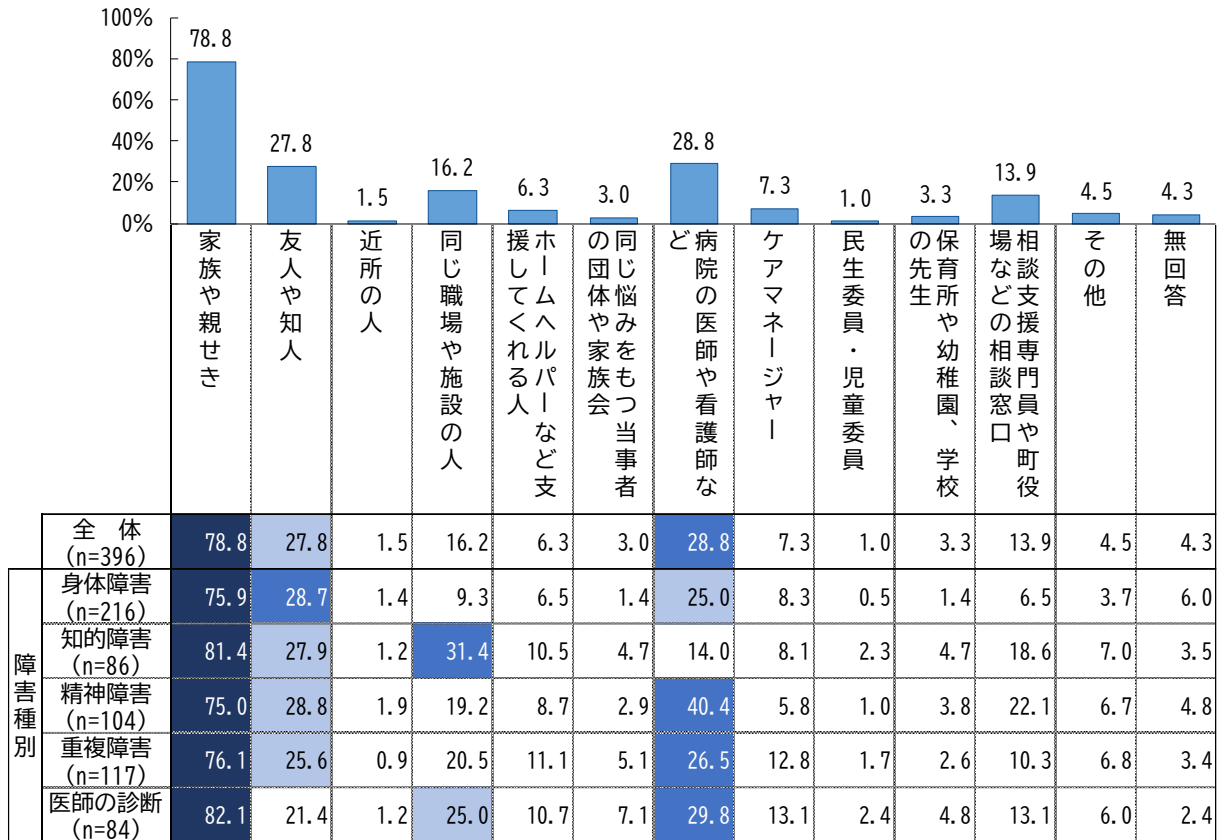


4. 困りごとや悩みごとの相談相手

困ったことや悩んだことを誰に相談するかについては、「家族や親せき」が最も多く、次いで「病院の医師や看護師など」、「友人や知人」の順となっています。

障害種別でみると、いずれも「家族や親せき」が最も多くなっています。

図表 16 困りごとや悩みごとの相談相手

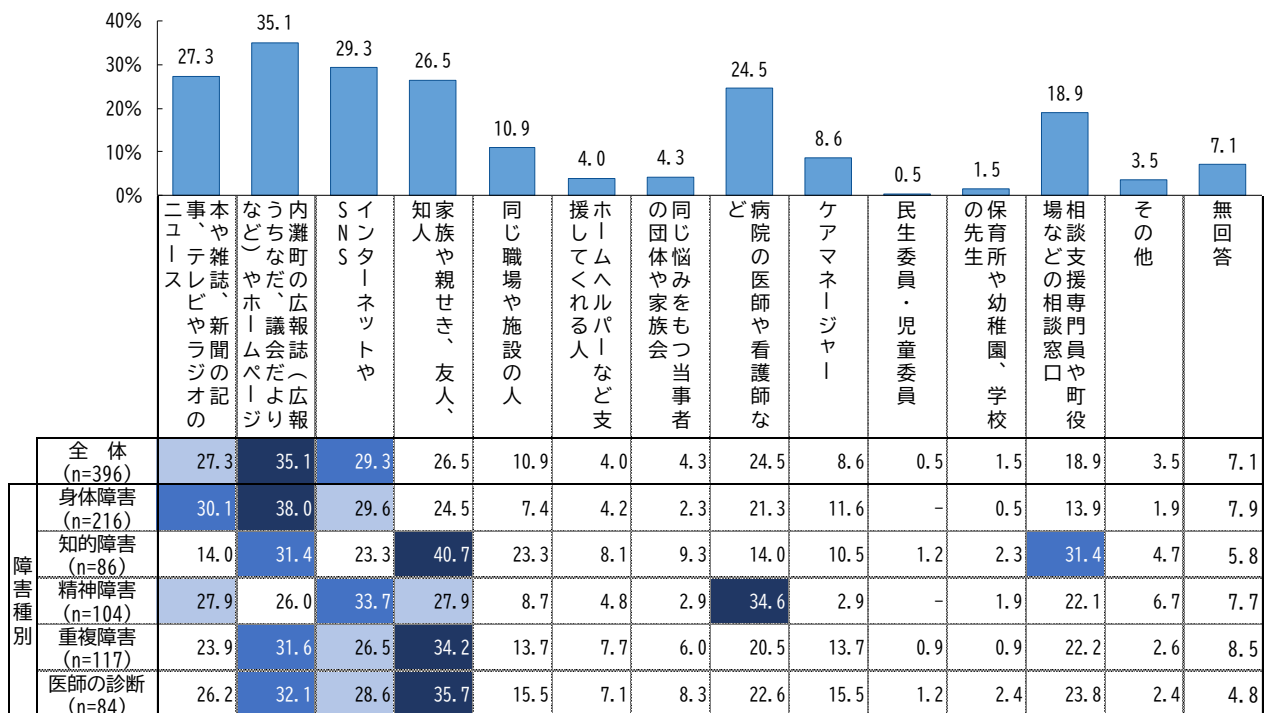


5. 障がいのことや福祉サービスに関する情報の入手先

障がいのことや福祉のサービスのことなどに関する情報を、どこから知ることが多いかについては、「内灘町の広報誌（広報うちなだ、議会だよりなど）やホームページ」が最も多く、次いで「インターネットやSNS」、「本や雑誌、新聞の記事、テレビやラジオのニュース」の順となっています。

障害種別でみると、身体障害では「内灘町の広報誌（広報うちなだ、議会だよりなど）やホームページ」、知的障害・重複障害・医師から診断をうけているものでは「家族や親せき、友人、知人」、精神障害では「病院の医師や看護師など」が最も多くなっています。

図表 17 障がいや福祉サービスに関する情報の入手先

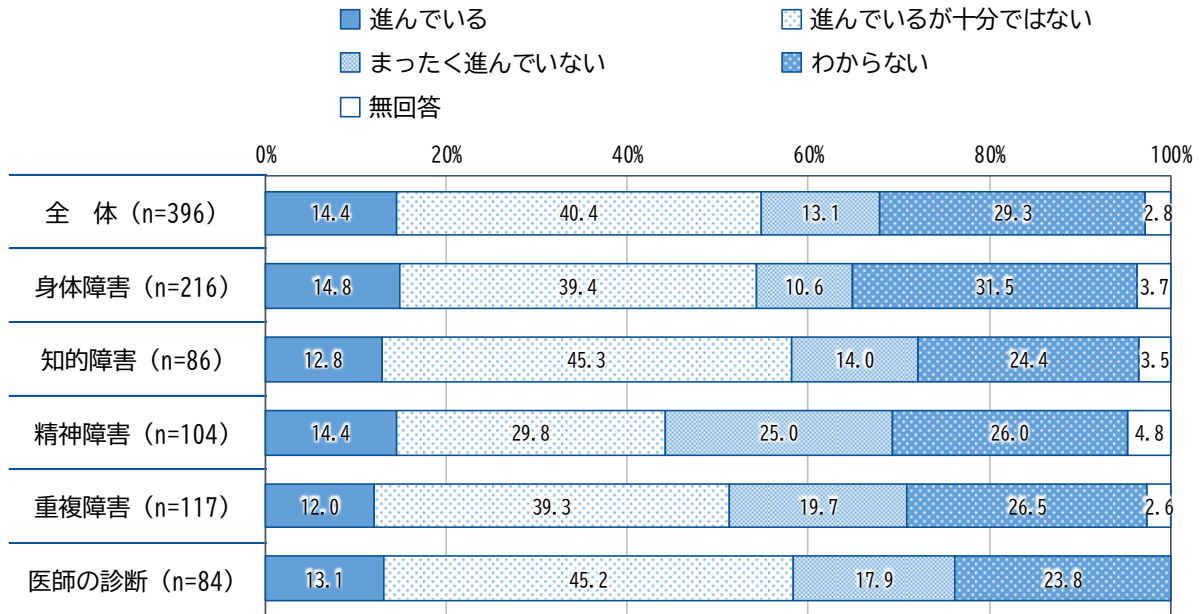


6. 障がいに対する周囲の理解

障がいに対する周囲の理解が進んでいると思うかについては、「進んでいるが十分ではない」が最も多く、「まったく進んでいない」と合わせて全体の53.5%が障がいの理解が進んでいないと感じています。

障害種別でみると、いずれも「進んでいるが十分ではない」が最も多くなっていますが、「まったく進んでいない」と回答した比率は異なります。

図表 18 障がいに対する周囲の理解

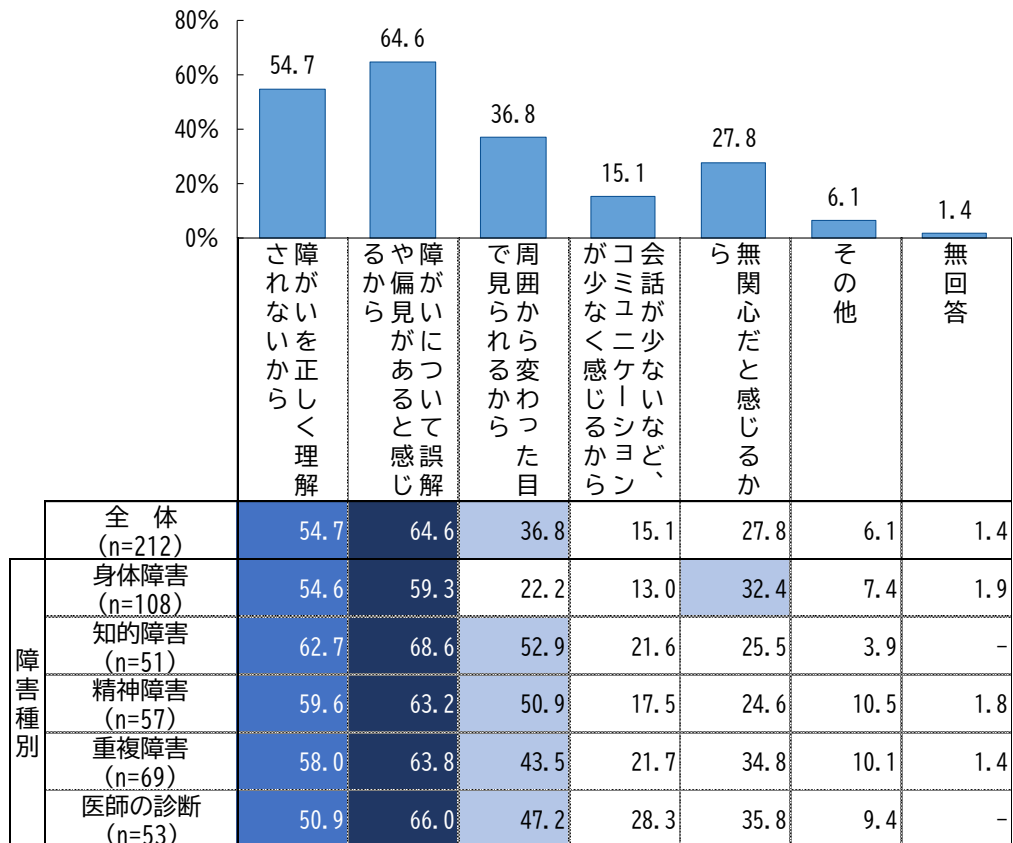


7. 周囲の理解が進んでいないと思う理由

障がいに対する周囲の理解が進んでいないと思う理由については、「障がいについて誤解や偏見があると感じるから」が最も多く、次いで「障がいを正しく理解されないから」、「周囲から変わった目で見られるから」の順となっています。

障害種別でも、いずれも「障がいについて誤解や偏見があると感じるから」が最も多くなっています。

図表 19 周囲の理解が進んでいないと思う理由

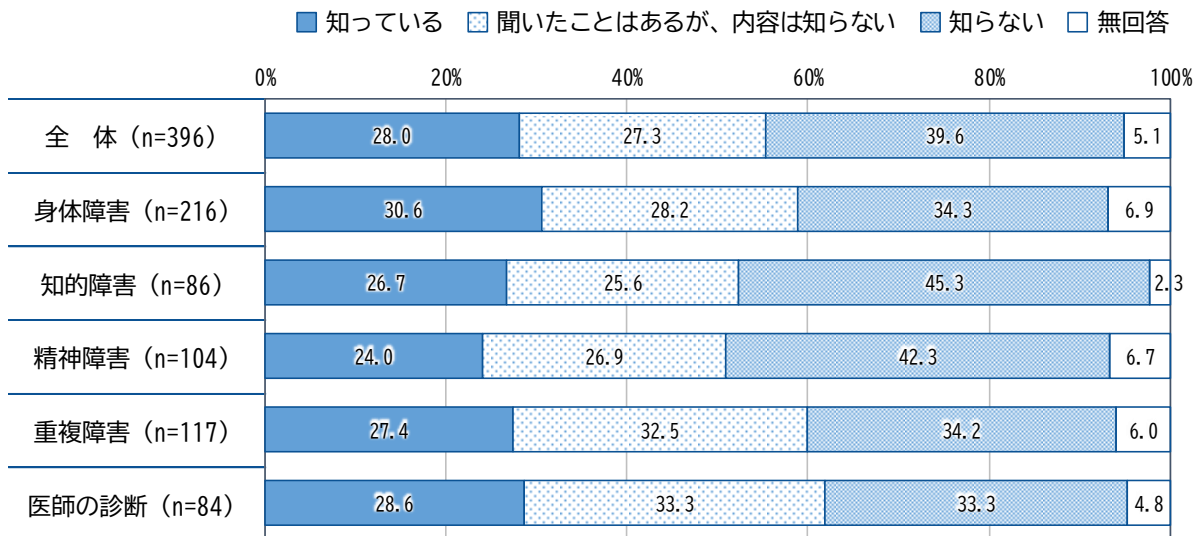


8. 成年後見制度の認知度

成年後見制度について知っているかについては、「知らない」が最も多く、次いで「知っている」、「聞いたことはあるが、内容は知らない」の順となっています。

障害種別でみると、医師から診断を受けているもの以外では「知らない」が最も多くなっています。医師から診断を受けているものでは「聞いたことはあるが、内容は知らない」・「知らない」が同率で最も多くなっています。

図表 20 成年後見制度の認知度

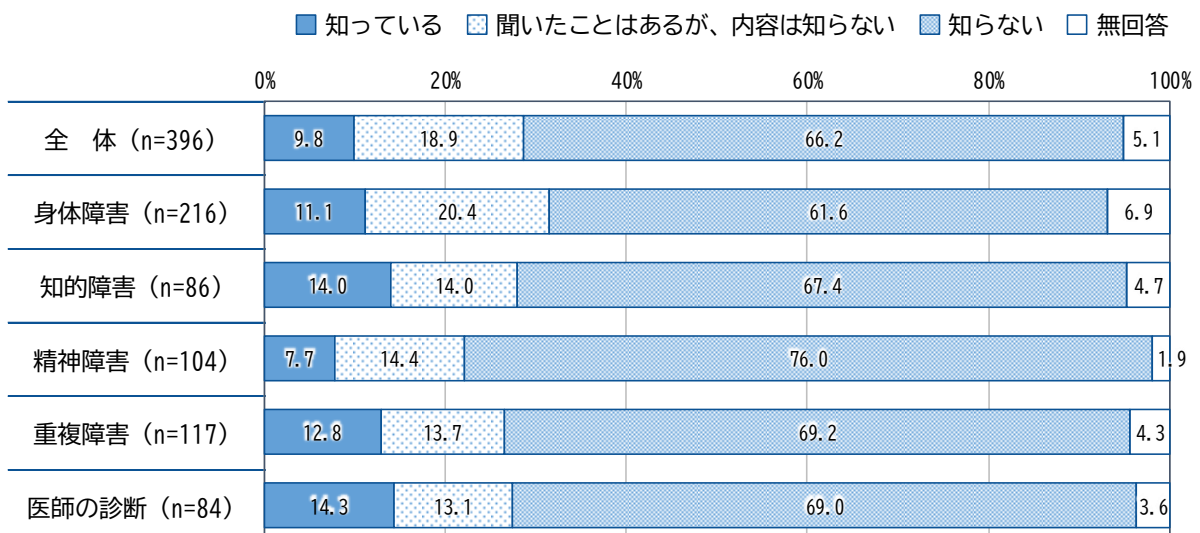


9. 障害者差別解消法の認知度

障害者差別解消法を知っているかについては、「知らない」が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」、「知っている」の順となっています。

障害種別でみると、いずれも「知らない」が最も多くなっています。

図表 21 障害者差別解消法の認知度

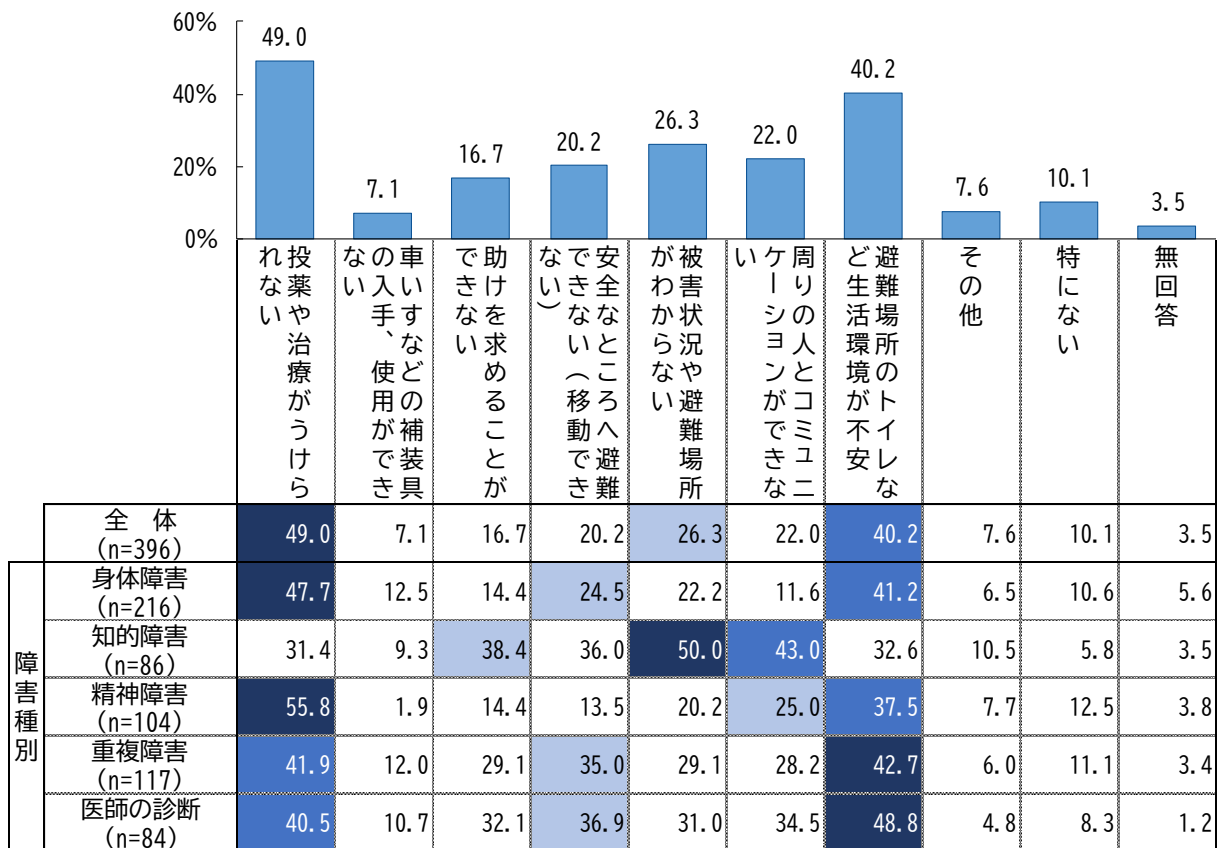


10. 災害時の困りごと

災害などがおこったときに困ることについては、「投薬や治療がうけられない」が最も多く、次いで「避難場所のトイレなど生活環境が不安」、「被害状況や避難場所がわからない」の順となっています。

障害種別でみると、身体障害・精神障害では「投薬や治療がうけられない」、知的障害では「被害状況や避難場所がわからない」、重複障害・医師から診断をうけているものでは「避難場所のトイレなど生活環境が不安」が最も多くなっています。

図表 22 災害時などの困りごと



11. 自由意見

◆ 分類別の主な要望・意見（一部抜粋：全119件）

1 サービスについて

- ・ 放課後等デイサービスを受けるのに金沢市まで出向かなくてはいけず、できれば内灘町に気軽に通える放課後等デイサービスを増やして欲しい。
- ・ 女性対象のグループホームが新しく建設されることを期待している。
- ・ 内灘町に就労継続支援A型とB型が増えて欲しい。
- ・ この地域で、どのような精神障がい者向けの支援があるか分かりにくく、知らない。また、詳細が分からないと不安障害、うつ病では利用が難しい。

2 行政について

- ・ 障がいの重い人の福祉はある程度整っていますが、障がいの軽度・中度の人への支援は薄いと感じている。障がい者への理解と支援の拡大を望む。

3 経済支援について

- ・ 障がいのため、リフォームをしたいが、資金もなくどのようにサービスを受けたらよいか分かりにくい。リフォームに関しての補助金の割合を増額して欲しい。

4 交通手段について

- ・ надаバスナディに手帳を使って乗れるようにして欲しい。
- ・ タクシー助成券を増やしてほしい。

5 現在の暮らしについて

- ・ 収入が少なく今の賃貸が高いので、町営住宅に入りたくても一人では入居できないと断られた。入居できるようにして欲しい。住居費が3分の1になるだけでも生活は少し楽になる。

6 就労について

- ・ 障がいを持った人が生活できる賃金を稼げる職場があるといいと思う。色々な障がい者が理解される社会だと良いと思う。
- ・ 障がい者の就労の機会や活動の機会を確保できるよう、施設が作った品物を積極的に扱うなど、施設への支援があるといい。

7 相談支援について

- ・ 相談員が少なく、一人の相談員がたくさんの人を見ているため、忙しそうで相談しづらい。

8 学校教育について

- ・ 内灘中学の支援学級では、少人数での一人ひとりの特性に合わせた支援が受けられず、不登校となる生徒が多いと思う。我が子を通わせることに不安を感じている。子どもの想いを聞き、寄り添う教育をお願いしたい。

9 その他

- ・ 困っていることに対するサービスを超えて、楽しめることの提供を充実させてほしい。
- ・ 支援員や相談員との関わりはあるが、横のつながりがないので、その機会を月1回程度、各町内に設けて欲しい。別室にて保護会を開催しても良いと思う。



1 計画の基本理念

互いに支え合い、助け合う 心豊かで思いやりのあるまち 内灘をめざして

第5次内灘町総合計画では、「ひと・まち・海が輝き 笑顔あふれる都市 うちなだ」を将来のまちの姿に掲げ、町内が一体となったまちづくりを推進し、誰もが「住んでよかった、住みたい」と思える、明るく元気な町をめざし、「みんなで支え、安全で安心して健やかに暮らせるまちづくり」として、子どもから高齢者までのすべての町民が安心して健やかに暮らせるよう、互いに協力し助け合う地域福祉をはじめ、児童、高齢者、障がい者に対する各種公共福祉サービスの充実を図ることを定めています。

以上のことを踏まえ、本計画では内灘町障害者計画 2018 の基本理念を引継ぎ、障がいのある人に対する地域の理解や協力を促進し、地域のつながりを大切にした助け合い、支え合いの仕組みづくり等により、共生社会の実現をめざします。

2 基本目標

基本理念の下に、以下の基本目標を設定し、目標の実現に向けて施策を推進します。

基本目標 I

安全・安心にくらす

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域住民への障がいに関する理解促進・周知啓発はもちろん、当事者活動の情報の周知啓発にも取り組み、理解ある住みやすい町づくりを推進します。加えて、生活基盤としての住まい等の住環境づくりや、バリアフリーの行き届いた都市環境づくりを推進します。

また、様々な情報提供手段と体制の充実により、障がいの有無に関わらず、情報を得られる仕組みを整え、情報格差の是正を推進します。

さらに、安心・安全に生活できるように、関係機関と連携した防災・防犯体制を構築し、日常生活の安全基盤の強化を図ります。

基本目標Ⅱ**健やかにくらす**

障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現に向けて、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制を整え、関係機関等と連携・協働した身近な支援体制を整備します。

また、医療的ケアが必要な人の在宅生活を支援する支援体制の構築やこころの健康に関する周知啓発、入院及び入所者の住み慣れた地域へ移行できる体制の整備に取り組みます。

基本目標Ⅲ**自分らしく輝きながらくらす**

障がいや発達特性のある子どもが、自己肯定感を損なわず、自分らしく生活できるよう、子ども一人ひとりの特性や状態、意向等に配慮した就学前支援、特別支援教育の充実に努め、子ども同士が障がい等に関する理解を偏見なく深められるよう取り組みます。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、本人の意欲と能力を活かして、本人らしく働くことのできるように、働く機会や場所の拡充を図ります。

さらに、障がいの有無に関わらず、多くの人々とふれあい、心豊かなに過ごすため、移動手段やコミュニケーション手段の確保等による社会参加の促進や生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実に図ります。

3 計画の体系

本計画では、下記に示す施策の体系に基づいて計画的、総合的に施策を推進します。

基本理念	基本目標	施策の方向性	具体的施策
互いに支え合い、助け合う 心豊かで思いやりのあるまち 内灘をめざして	Ⅰ 安全・安心に くらす	1. 権利擁護の推進・広 報啓発による理解の 促進	(1) 障がい者の人権、権利擁護の推進
			(2) 団体等への支援の充実
			(3) 「障がい」に対する理解の促進
		2. 利用しやすい生活 環境の整備	(1) 住みよい住宅環境の整備
	(2) 歩行空間、建物等のバリアフリー化		
	(3) 日常生活の移手段の確保		
	3. 情報提供・意思疎通 手段の充実	(1) 情報提供の充実	
		(2) 意思疎通手段の確保	
	4. 防災・防犯対策の 推進	(1) 防災対策の推進	
		(2) 防犯対策の推進	
	Ⅱ 健やかに くらす	1. 保健・医療サービス の充実	(1) 障がいの予防と早期発見、早期治療の推進
			(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実
			(3) こころの健康づくりの推進
			(4) 難病患者に対する支援の充実
			(5) 医療的ケア児に対する支援の充実
		2. 自立した生活の支援	(1) 身近な相談体制の充実
			(2) 在宅生活を支えるサービスの充実
			(3) 施設入所等の充実
			(4) 入院・入所生活から地域生活への移行促進
			(5) 専門的人材の確保・養成
	Ⅲ 自分らしく 輝きながら くらす	1. 療育・教育の充実	(1) インクルーシブ教育の充実
(2) 就学前支援の充実			
(3) 特別支援教育の充実			
(4) 生涯学習の充実			
2. 雇用・就労の充実		(1) 雇用の促進	
		(2) 福祉的就労の場の充実	
3. 社会参加・地域 づくりの推進		(1) ボランティア・地域福祉活動の推進	
		(2) 交流・参加機会の拡充	
		(3) スポーツ・レクリエーション等の充実	



第5章 施策の展開

基本目標Ⅰ 安全・安心にくらす

1. 権利擁護の推進・広報啓発による理解の促進

◆現状と課題◆

障がいに関する周知啓発について、福祉課では内灘町社会福祉協議会と協力して、「広報うちなだ」やホームページでの周知啓発・講演会の開催・精神に障がいのある人の当事者活動への支援等に取り組んでいます。アンケート結果から、全体の約40%が障がいへの理解について「進んでいるが十分ではない」を選択し、精神に障がいのある人の約25%が「全く進んでいない」を選択していることから、障がいの種別によっても感じ方が異なることが分かります。地域住民への理解促進と障がいのある人が活動できる場を確保することが重要です。

また、障がいのある人の権利擁護について、令和3年度より町内のNPO法人に成年後見制度についての普及啓発を委託しています。成年後見制度を利用しやすい体制を整備することが必要です。

◆具体的施策◆

(1) 障がい者の人権、権利擁護の推進

施策名	内容	担当部署
権利擁護の推進	権利擁護、権利行使や障害福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容の周知に努めます。 また、内灘町社会福祉協議会と連携しながら、障がい等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの適切な利用が困難な人に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業の利用を推進します。	福祉課
成年後見制度の普及	成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人やその家族に対し、情報の提供に努めるとともに、その利用の促進を図ります。	福祉課 内灘町地域包括支援センター

(2) 団体等への支援の充実

施策名	内容	担当部署
ネットワークづくりへの支援充実	内灘町社会福祉協議会を通じて各種障がい者団体のネットワークづくりを支援します。	福祉課
活動の場の確保	障がいのある人の当事者活動を行う場づくりの支援するとともに、定期的に情報交換を行う場として内灘町障害児・者団体連絡協議会の活動を内灘町社会福祉協議会と連携しながら支援します。	福祉課

(3)「障がい」に対する理解の促進		
施策名	内 容	担当部署
障がいのある人に対する理解の促進	社会生活を営むためには、他の人と理解しあえる関係の構築が必要です。すべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくために、障がいの有無に関わらず、住民同士の交流を通して、理解深める機会を多くし、こころのバリアフリーを実現していくことに努めます。	福祉課
広報誌等を活用した啓発活動の推進	「広報うちなだ」や町のホームページ等を活用し、ノーマライゼーション理念の普及等幅広い啓発活動を推進します。また、毎年12月9日の「障害者の日」や12月3日から9日までの「障害者週間」をはじめ、世界自閉症啓発デーなどについて、広報等を活用して周知啓発を行います。	福祉課
講演会等の開催	障がいについての理解を深めるため、障がいや共生社会に関する講演会やシンポジウムにおいて、障がいのない人や地域住民の参加を推進し、障がいへの理解を促します。障害者支援施設と地域がつながりをもって、良い関係を築けるように作業所等の交流イベントや即売会、展示会等の開催を周知することで、地域住民との交流を促します。	福祉課
精神疾患に関する広報・啓発	精神に障がいのある人に対する偏見や誤解が、その人の地域での自立を阻害する大きな要因となっています。精神疾患及び精神障害に対する正しい知識の普及啓発を積極的に行い、地域住民への理解促進に努めます。	福祉課

2. 利用しやすい生活環境の整備

◆現状と課題◆

町では、石川県バリアフリー条例に基づき、町営住宅を10棟21戸建設しました。また、路肩拡幅や視覚障害者用誘導ブロックの設置、林帯遊歩道の舗装整備等、安心して歩ける道づくりに取り組んでいます。林帯遊歩道の舗装が経年劣化により傷んでいる箇所もあり、順次整備していくとともに、民間施設も含めたバリアフリー化を推進するよう周知啓発が重要です。

◆具体的施策◆

(1) 住みよい住宅環境の整備		
施策名	内容	担当部署
公営住宅の整備充実	障がいのある人にとって、公営住宅が安全で住みよいものとなるよう、町営住宅において継続的にバリアフリー整備を行っていきます。	都市建設課
住宅に関する相談事業、情報提供の充実	自立支援型住宅リフォーム推進事業や住宅改修の利用促進を通じて、地域で安心してらせる住宅のバリアフリー化を推進します。 また、障がいのある人が利用できる住宅について、石川県内の居住支援法人による居住支援制度の活用や個々の障がいに応じた多様な住宅改修事例に対応できる体制づくりと情報収集・情報提供体制の構築に努めます。	福祉課
(2) 歩行空間、建物等のバリアフリー化		
施策名	内容	担当部署
安心して歩ける道づくり	道路整備において、幅の広い歩道の整備や視覚障害者用誘導ブロック、スロープの設置及び障害物や段差をなくし、障がいのある人が安心して歩ける道づくりに努めます。	都市建設課 地域産業振興課
公共施設のバリアフリー化推進	今後、新築又は改築される公共施設について、ユニバーサルデザインを基本に整備を行うよう努めます。また既存の公園や公共施設についても、バリアフリー化の推進に努めます。	企画課 都市建設課 文化スポーツ課
民間施設のバリアフリー化推進	民間の施設においても障がいのある人等に配慮されたものとなるよう、事業主や企業に対して理解を求め、バリアフリー化の推進に努めます。	福祉課

(3) 日常生活の移動手段の確保

施策名	内容	担当部署
移動手段の確保	重度の障がいのある人で、自分で自動車を運転して外出できない人の外出支援を目的とした「福祉タクシー助成事業」や障がいのある人を対象とした「自動車運転免許取得費助成事業」「自動車改造費助成事業」の周知を図り、利用を促進します。	福祉課
移動支援事業の充実	本町における移動支援事業が円滑に実施されるよう、ガイドヘルパーの養成に努めるとともに、移動支援を実施する事業所の委託先の開発等、地域資源を活用した多様な支援を推進します。	福祉課
障がいのある人が利用しやすい交通車両等の導入	コミュニティバスにおいて、障がいのある人や高齢者が利用しやすい低床バスの導入を図ります。	企画課

3. 情報提供・意思疎通手段の充実

◆現状と課題◆

情報提供等の充実については、町ホームページや広報をはじめ、SNSや防災メール等の様々な媒体で情報提供を行っています。視覚や聴覚に障がいのある人への生活訓練の実施や手話サロンの開催、情報誌を読み上げて録音する「声のボランティア」といった情報保障のための取り組みも行っていきます。情報格差の是正のため、分かりやすい情報伝達の方法を検討しながら、手話奉仕員養成講座の実施等、意思疎通が図れる人材の育成も進めていきます。

◆具体的施策◆

(1) 情報提供の充実		
施策名	内容	担当部署
情報提供の充実	障害者総合支援法等に基づいて実施される福祉サービスの内容や利用方法をはじめ、町内外のイベントやバリアフリー施設の情報など、細やかな障害福祉に関連する情報を提供できるように努めます。	福祉課
情報バリアフリー化の推進	障がいのある人が受け取る情報量が少ないことで情報格差が広がらないよう、情報通信技術に関する講習会の開催等により、障がいのある人の情報通信技術の向上と情報格差の解消に努めます。	福祉課
広報の充実	「広報うちなだ」をはじめ、各種広報等において図表を多用し、文字だけでなく視覚的に捉えやすくするとともに、点字・録音図書の充実、広報等による情報提供の充実に努めます。	総務課 福祉課
(2) 意思疎通手段の確保		
施策名	内容	担当部署
コミュニケーション支援の充実	コミュニケーション支援が円滑に実施されるよう、手話奉仕員養成講座の実施や石川県の実施する手話通訳者養成講座や要約筆記者養成講座との連携により、手話通訳者や奉仕員、要約筆記者等の人材の確保に努めます。	福祉課
情報通信技術を活用したコミュニケーション手段の拡大	携帯電話やインターネット、アプリ等を活用し、障がいのある人が日常生活や緊急時・災害時に利用できるコミュニケーション手段の拡大を図ります。 また、コミュニケーション手段のツールの使用方法等に関する講習会を開催します。	福祉課
コミュニケーション支援ボランティアの養成	聴覚障害や視覚障害のある人の情報伝達を行う機会の充実に努め、自立と社会参加の促進のため、手話通訳者や要約筆記者、音読ボランティア等への支援に努めます。	福祉課

4. 防災・防犯対策の推進

◆現状と課題◆

安心・安全にくらせるため、災害時の要支援者名簿の対象者の更新を、計画に基づいて行っています。防災マップの全戸配布していますが、更新が課題となっています。町主催の防災訓練等も行っていますが、要支援者の方の参加が少ないため、今後は防災訓練への参加を呼びかけていく予定です。

◆具体的施策◆

(1) 防災対策の推進		
施策名	内容	担当部署
災害時要支援者の把握	災害時において、障がいのある人の安否確認や安全な避難を実施するため、町内会や自主防災組織等の協力のもとに、障がいのある人の各種情報の把握と避難行動計画の作成により、災害時における地域ぐるみの避難活動に活用します。	総務課
防災ネットワークづくり	障がいのある人が安心して暮らせるよう、同意を得られた人の障がい等の情報は、事前に地域住民や消防、警察へ提供しており、防災関係機関等と連携した迅速に対応できる防災ネットワークづくりを今後も推進します。	総務課
避難場所、避難経路等の周知徹底と訓練への参加	避難場所や避難経路、災害の知識について、「広報うちなだ」等を活用し、知識の普及に努めます。石川県の災害想定の見直しがなされた場合、町のハザードマップ等の更新を行います。また、地域での防災訓練、避難訓練に障がいのある人への参加を呼びかけます。	総務課
(2) 防犯対策の推進		
施策名	内容	担当部署
防犯対策の推進	障がいのある人が犯罪や事故の被害に遭うことがないように、身近な犯罪や事故の発生状況、防犯上のノウハウ等の安全確保に必要な情報の提供に努めるとともに、いざというときの対応等を学ぶ機会の提供に努め、講習会等への障がいのある人の参加を促します。	総務課
地域見守り体制の構築	障がいのある人が犯罪、事件、事故等に巻き込まれないよう、警察との連携に基づくパトロールや見守りボランティア等、地域での体制の構築を図ります。	福祉課

基本目標Ⅱ 健やかにくらす

1. 保健・医療サービスの充実

◆現状と課題◆

保健センターでは、妊婦健診や乳幼児健診を行い、医療機関と連携した支援体制を整え、障がいや早期に発見し、必要な療育や治療に繋げています。また、保育園や療育機関等と協力・連携しながらスムーズに就学につながるよう支援しています。一方で、妊婦の就労率も高く、面談できずに適切な保健指導が行えていない現状のため、保健指導の実施体制を見直す必要があります。

特定健康診断受診率や特定保健指導率は延びており、健康課題としていた慢性腎臓病の医療費の伸び率は抑制されていますが、虚血性心疾患の発症率は上昇しています。健康や介護予防についての普及啓発や、健康診断等で身体の状態を知るきっかけをつくることで、生活習慣病の重症化予防の取り組みを推進する必要があります。

子育て支援センターでは親子の遊びの場として、イベントなどを通じて子育ての楽しさを伝える子育て支援を行っています。また、親同士の交流が早期からできるよう、妊婦交流会を開催しています。

学校では各小中学校と教育センターにスクールカウンセラーを配置して、ひきこもりや不登校等についての教育相談を行っています。

現在、医療的ケアが必要な人の在宅生活を営むための支援と体制整備を国指針でも指標として取り上げられています。在宅生活への移行のために、医療機関との情報共有や連携はもちろん、子育て支援・保健・教育・福祉での情報共有や連携が必要です。年1回、医療的ケアが必要な子どもの情報交換・情報共有の機会を設けています。

◆具体的施策◆

(1) 障がいの予防と早期発見、早期治療の推進

施策名	内容	担当部署
妊婦健康診査の充実	本町では14回の健康診査を母子手帳に綴っている無料券を使用して実施しています。また、出産予定日を超えた場合の検査費用も3回(15回目～17回目)まで償還払いで助成しています。異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な子どもの出生をめざします。	保健センター
子どもの健康診査の充実	4か月児、1歳6か月児、3歳児、さらに5歳児健康診査を保健センターで実施し、医療機関で1か月児と9～11か月の健康診査を実施し、情報を提供してもらっています。乳幼児健康診査の充実を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、円滑な治療・療育へつなげます。	保健センター

相談事業、訪問指導の充実	健康診査後の支援として、専門職による「ことばの教室」や「ベビーマッサージ教室」等を行い、相談や母同士の交流の機会の充実を図っています。また、保健師、栄養士は来所相談・家庭訪問・保育所訪問などで、こまめな支援を行っています。	保健センター
発達障がいの早期発見、早期支援	5歳児健康診査により、子どもの発達凸凹に初めて気づく保護者もいます。早期に療育機関につなぐことができたり、発達相談やママ支援会議を通して、保育園や家族との情報共有を行い、スムーズな就学に繋がられるように支援しています。さらに、就学前から学校に子どもの特徴を伝える「さくらノート」を活用することで、子どもの特徴などを情報共有して切れ目ない支援体制を構築しています。	保健センター 学校教育課
子育てグループの育成	親子のふれあいや親同士の交流を深め、子育てを楽しんで行えるようにするとともに、子ども同士の集団遊び等により、こころの発達や社会性の獲得を促すことができるよう、子育てグループの育成を支援します。	子育て支援課 子育て支援センター
(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実		
施策名	内容	担当部署
各種保健サービスの推進	「内灘町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」や「うちなだ健康プラン 21」等の各種計画に基づく保健サービスを一層推進し、疾病による障がいの発生予防に努めます。また、成人の健康診査の受診率向上に努めます。	福祉課 保健センター
健康教育の充実	生活習慣病や疾病予防を図る健康教育の一環として、生活習慣病予防セミナーや健康づくりセミナー、一般健康教育等の各種講座、教室等の充実に努めます。また、障がいのある人に対し、健康状態の維持向上に努めるよう、啓発を推進します。	保健センター
医療・リハビリテーションの充実	町内外の医療機関と連携し、障がいのある人の在宅診療の充実に努めるとともに、訪問看護や訪問リハビリ等の在宅ケアの充実に努めます。また、医療的リハビリテーションが継続して必要な方が、身近な地域でサービスを受けられる体制を図るとともに、医療機関や石川県リハビリテーションセンター等との連携による機能訓練事業の充実に努めます。	福祉課
金沢医科大学との連携	町民に対し、よりよい保健・医療サービスを提供するため、金沢医科大学との連携による母子保健事業や成人保健事業、健康づくりセミナーの共催を引き続き推進し、障がいの有無に関わらず、町民の健康寿命の延伸をめざします。	保健センター

(3) こころの健康づくりの推進		
施策名	内 容	担当部署
こころの健康づくり	妊娠期からの産後にかけて、精神疾患の既往のある人へ保健師が本人や家族への支援を行い、必要に応じて医療機関や福祉サービス等の情報提供を行い、母児の健全な生活や発達を支援しています。産後は精神の状態が不安定になることから、精神疾患の既往がない人へも早期に新生児訪問を実施し、必要な情報の提供を行ったり、医療機関との連携を図ったりすることで産後のこころの健康が図れるように支援できるように努めます。	保健センター
スクールカウンセリングの充実	小中学校と教育センターにスクールカウンセラーを配置して、ひきこもりや不登校の児童に対する相談や支援を行っています。不登校児童の増加や不登校の長期化も考えられることから、より一層の教育相談の実施や支援体制の構築・維持に努めます。	学校教育課
精神疾患の早期発見	地域における健康診断や保健指導の機会にアルコール依存や睡眠状況などの精神状態を確認し、必要時に医療機関への受診を勧めています。	保健センター
(4) 難病患者に対する支援の充実		
施策名	内 容	担当部署
難病患者に対する支援の充実	難病患者が、自宅で日常生活を営むことができるよう、医療機関、訪問看護、ホームヘルパーや相談支援専門員等、関係者間の連携を密にし、在宅生活に必要な支援の充実に努めます。また、適切かつ迅速な対応が図れるよう、各関係機関と連携して、窓口の一本化をめざします。	福祉課
(5) 医療的ケア児に対する支援の充実		
施策名	内 容	担当部署
医療的ケア児等に対する包括的支援	医療的ケア児等の支援方法について、保健・医療・福祉・教育等の関係機関での連携と情報共有に努め、対象者の相談に様々な観点から支援の方法を検討できる支援体制を構築します。	福祉課 子育て支援課 子育て支援センター 保健センター 学校教育課
医療的ケア児の受入体制の整備	児童発達支援センターと保育園における医療的ケア児の受入体制について検討します。	子育て支援課 福祉課
医療的ケア児コーディネーターの育成・確保・配置	石川県の医療的ケア児コーディネーター研修の受講者を地域の医療・福祉関係者等から募り、在宅生活に向けて調整する役割である医療的ケア児コーディネーターの人材の育成・確保に努め、設置の方法を検討します。	福祉課

2. 自立した生活の支援

◆現状と課題◆

障害福祉サービスや地域生活支援事業等を分かりやすく説明して、本人の希望するサービスを提供できるよう支援しています。相談支援の体制について、相談支援事業所だけでなく町内の関係事業所同士の交流の場を設けることで、お互いに「顔の見える関係」として情報共有や支援しやすい環境を整えるよう努めています。複雑な内容については、石川県の専門家派遣の依頼等を検討するといった体制の構築・整備が重要です。

入所施設については、高齢者施設との連携は図れていませんが、障がいのある人の高齢化も見据えて、共生型の施設の把握や高齢者施設と障害者施設の連携を図り、地域資源の効率的な活用を検討する必要があります

地域への移行として、共同生活を行うグループホームが令和5年12月現在で、町内に7箇所整備されています。各事業所の情報や空き情報をその都度更新することで、地域への移行を考える一助となるように取り組んでいます。

◆具体的施策◆

(1) 身近な相談体制の充実

施策名	内容	担当部署
窓口サービスの充実	福祉サービス等に関する苦情相談の受け付けや、関係機関との連携による苦情の解決・予防に努めます。 また、窓口担当者の質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい窓口サービスの充実に努めます。	福祉課
相談支援体制の充実	相談者の年齢や障がいの種類・程度等、一人ひとりの状況や生活のあり方に対応した柔軟で適切な相談支援体制の整備を図ります。 また、内灘町自立支援協議会を設置し、障害福祉サービス事業者、保健・医療・労働関係者、行政等の各関係機関の連携による相談支援体制の強化に努めます。	福祉課
相談支援ネットワークの充実	石川県内の専門機関や権利擁護などの各専門家・コーディネーターなどの派遣事業をはじめ、相談支援ネットワークの充実を図り、専門的な相談等への対応の充実に努めます。	福祉課

(2) 在宅生活を支えるサービスの充実		
施策名	内容	担当部署
自立支援給付の充実	福祉サービスの利用を希望する人が、必要な福祉サービスを受けることができるよう、地域の社会資源を最大限活用した福祉サービス提供体制の整備と福祉サービスの内容の充実に努めます。	福祉課
地域生活支援事業の充実	障がいのある人が地域において自立して生活できるよう、地域生活支援事業の充実に努めるとともに、福祉サービスの利用促進により、積極的な参加を推進します。	福祉課
福祉用具利用支援	身体上の障がいを補うとともに、日常生活の利便性を向上させるための補装具の購入・修理費用の支給及び日常生活用具の給付を引き続き実施し、円滑な提供に努めます。	福祉課
(3) 施設入所等の充実		
施策名	内容	担当部署
高齢者施設との連携	高齢者施設と障害者施設の連携を図り、社会資源の効率的運用ができるよう働きかけます。	福祉課
施設に関する情報提供の充実	県及び近隣市町との情報の共有化に努め、利用希望者への情報提供を細やかに行うことで、広域的な利用が円滑に行われるよう支援します。	福祉課
(4) 入院・入所生活から地域生活への移行促進		
施策名	内容	担当部署
生活の場の整備充実	地域移行を希望する長期入院患者や施設入所者が、退院・退所して、住み慣れた地域での生活に移行できるように相談及び支援体制の構築や、居住の場としてのグループホームの整備等について検討します。	福祉課
居住サポートの充実	精神障害や知的障害の方が退院先、退所先としてグループホームなどではなく、民間アパートを選んだ場合、困難となる物件探しや契約手続き等の必要な支援を行う体制の整備を図り、居住支援法人との連携も図ります。	福祉課
(5) 専門的人材の確保・養成		
施策名	内容	担当部署
障がいのある人を支える人材の確保・養成	障がいのある人が地域で安心して暮らせるためにも、相談支援やケアマネジメント等に携わる人材の確保・養成に努めます。	福祉課
研修会等への参加の促進	多様な障害特性に対応できる専門的技術の向上をめざし、相談支援専門員や関係職員に対して研修会等への参加を促す等、より一層の質の向上に努めます。	福祉課

基本目標Ⅲ 自分らしく輝きながらくらす

1. 療育・教育の充実

◆現状と課題◆

特別支援学級と通常学級の交流授業や各小中学校の特別支援学級の児童生徒の交流会等の実施により障がいについての正しい知識と認識を得るためのインクルーシブ教育の充実を図っています。就学前の障がいについても保健センターと学校、保育園等で情報共有を行い、切れ目のない支援体制の構築を図っています。

町内の全ての保育所や認定こども園等で、障がいのある児童の受け入れを行っています。障害児保育に関する研修の実施や補助金の拡充等、より受け入れやすい環境整備に努めています。生涯学習や文化活動、図書サービスの充実等も障がいの有無に関わらず、参加できるような体制を整えていますが、参加が望めなかったりと周知啓発に課題があります。

◆具体的施策◆

(1) インクルーシブ教育の充実		
施策名	内容	担当部署
学校におけるインクルーシブ教育の充実	町内小中学校において、障がいに対する正しい認識と知識を得るためのインクルーシブ教育の充実を図ります。	学校教育課
交流ふれあい活動の充実	保育所や幼稚園、小中学校での障がいのある人との交流の機会を設け、幼児期からの交流を通じた啓発活動の推進等、成長に応じたインクルーシブ教育の充実に努めます。	学校教育課 子育て支援課
(2) 就学前支援の充実		
施策名	内容	担当部署
早期療育体制の整備	障がいの早期発見から、療育への速やかな対応が図られるよう、福祉課、保健センター、石川中央保健福祉センター、医療機関等との連携を強化します。また、障がいのある子に関わる福祉・医療・教育等の各機関を交えた支援体制の一層の充実に努めます。	福祉課 保健センター 学校教育課
障害児保育の充実	保育所では障がいのある児童の保護者の就労等を支援するため、また、子どもたちがお互いに刺激や影響を受けあいながら成長できるよう、障がいのある子どもも受け入れしやすい環境づくりを推進していきます。 また、保育所への保育士の配置の充実を図るとともに、障害児保育に関わる職員に対し研修会等への参加を呼びかけ、職員の質の向上に努めることで障害児保育の質の向上を図ります。	子育て支援課

発達障がい等への適切な支援	早期に特性を発見し、適切に対応できるように保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化に努め、本人らしく過ごせる環境を整えられるよう適切な支援に努めます。	福祉課
相談体制の充実	障がいのある子一人ひとりの障がいの程度や状況に応じた療育・教育相談や就学に関する情報が提供できるよう、相談体制の充実に努めます。	学校教育課 子育て支援課 保健センター 福祉課
(3) 特別支援教育の充実		
施策名	内容	担当部署
特別支援教育の充実	児童・生徒一人ひとりの特性を活かした特別支援教育の実現をめざして、教育環境の整備や専門職員等の充実に努めるとともに、発達特性のある児童・生徒に対する支援体制の充実に努めます。	学校教育課
教職員の質の向上	教職員の質向上のため、特別支援教育担当の教職員のみならず、全教職員を対象とした勉強会や研修の充実に努め、障がいの多様化に対応できる体制づくりに努めます。	学校教育課
学校施設のバリアフリー化	障がいのある児童・生徒にとって使いやすくかつ安全性を確保するため、学校施設のバリアフリー化や教育設備の充実に努めます。	学校教育課
進路指導の充実	児童・生徒一人ひとりの特性に応じた適切な就学及び就労を支援するため、教育・福祉・就労等の関係機関の連携を強化し、進路指導の充実に努めます。	学校教育課
(4) 生涯学習の充実		
施策名	内容	担当部署
障がいのある人の生涯学習の推進	障がいのある人が気軽に生涯学習の講座等に参加できるよう、講座内容の見直し・充実に努めるとともに、ボランティアグループ等による障がいのある人への参加支援や協力体制の充実・強化を図ります。	文化スポーツ課
図書サービスの充実	身体障害者手帳3級以上の方を対象とした図書の配達サービスの周知を図り、利用を呼びかけます。	文化スポーツ課 図書館
文化活動の振興	障がいのある人の文化活動を支援するために、創作作品の展示会の開催や発表の機会の確保に努めます。 また、文化教室や各種講座等についても、障がいのある人が参加しやすい実施形態等を検討し、障がいのある人の文化活動の振興を図ります。	文化スポーツ課

2. 雇用・就労の充実

◆現状と課題◆

ハローワークや金沢市障害者就業・生活支援センター等の情報提供や各機関との連携を図り、一般企業への就職と継続した就労を支援しています。町内の福祉的就労の事業所は増えていませんが、引き続き地域で生活できるように就労の機会の確保が重要です。職業訓練校の周知啓発や「中高年齢者職業訓点奨励金」の交付等、就労への支援も行っています。町内に一般の就労先への支援を行う「就労移行支援」「就労定着支援」を行う事業所がなく、今後の整備が課題です。

◆具体的施策◆

(1) 雇用の促進		
施策名	内容	担当部署
就労支援	障がいのある人の就労を支援するため、就労に必要な知識及び能力の向上等をめざし、必要な訓練を行う「就労移行支援事業」や一般の事業所で雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労機会等を提供する「就労継続支援事業」の事業体制の充実を石川県と協議し、図ります。	福祉課
障がい者雇用に関する理解の促進	障がいのある人の就労についての理解を促進するため、雇用促進にかかる啓発活動や「障害者の雇用の促進等に関する法律」にかかる法定雇用率の達成について、ハローワーク等と連携して、企業への周知啓発を行います。	福祉課
就労に関する相談体制の充実	就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力や適正に応じた就労を実現できるよう、適切に対応できる相談体制づくりや相談先の情報提供及び関係機関との連携を図ります。	福祉課
職業能力の支援	障がいのある人の個々の特性に応じた職業能力の向上や技能の習得を支援するため、職業訓練施設の周知啓発や利用促進を図ります。	福祉課 地域産業振興課
関係機関・企業等との連携強化	ハローワークや石川障害者職業センター、金沢市障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、障がい者雇用の情報提供や支援体制、職業の斡旋といった対応の充実を図り、障がいのある人の就労支援に努めます。	福祉課
(2) 福祉的就労の場の充実		
施策名	内容	担当部署
福祉的就労の場の確保	一般就労が困難な障がいのある人に対し、社会参加の場の確保及び一般就労への移行準備という目的のため、福祉的就労への支援等を行います。また、障がいのある人が地域で就労できるよう福祉的就労の事業所確保に努めます。	福祉課

3. 社会参加・地域づくりの推進

◆現状と課題◆

「広報うちなだ」や社会福祉協議会広報誌「たんぽぽ」、町と内灘町社会福祉協議会のホームページ等を通して、ボランティア活動の内容などを周知しています。各種活動へのボランティアのニーズは増加していますが、充足していないため、今後も周知啓発を行い、ボランティア活動に参加・協力いただける地域住民や学生を増やしていくことが重要です。

行政が企画・運営する各種イベントでは、手話通訳者の配置や車椅子席の確保等を行い、障がいの有無に関わらず参加・交流できる体制を整えています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響から障がいのある人の参加がないイベントも多く、周知や参加促進が課題となっています。また、障がい者スポーツについても内灘町社会福祉協議会でのイベントで実施することはありますが、町として障がい者スポーツの指導員育成等を行えておらず、指導者の育成・確保が課題となっています。

◆具体的施策◆

(1) ボランティア・地域福祉活動の推進

施策名	内容	担当部署
ボランティアの育成と研修体制の充実	障がいのある人の日常生活を支える地域のボランティアや学生ボランティア、並びに地域でボランティア活動の中心となる福祉ボランティアリーダーなどの発掘、育成、確保に努めます。また、介護知識や手話、点訳、要約筆記等の研修、講習会等の機会の充実や周知を図ります。	福祉課
ボランティアに関する情報提供と活動への参加促進	「広報うちなだ」や町ホームページの活用等により、現在活動しているボランティア団体の紹介並びに活動内容についての情報提供を行い、町民のボランティア活動への積極的な参画を広く呼びかけます。	福祉課
ボランティア活動への支援	町内のボランティア団体や、ボランティア活動を行っている個人などが積極的に活動できる機会の提供に努めます。	福祉課
ボランティアセンターの機能強化	内灘町社会福祉協議会が運営主体となっているボランティア団体の活動内容の把握や人材の登録、派遣等を行うボランティアセンターの機能強化を図り、町民のボランティア活動を積極的に支援します。	福祉課
地域ぐるみによる福祉活動の推進	地域の中で共に支えあい、助け合う福祉活動の展開を図ります。また、地域単位において、町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等で構成される相互の協力と助け合いを目的とするネットワークづくりを推進します。	福祉課

(2) 交流・参加機会の拡充		
施策名	内 容	担当部署
交流の機会や場づくりの推進	町が企画、運営する各種イベントにおいて、車椅子席の確保をはじめ、手話通訳者の配置など、障がいのある人々が参加しやすい交流機会の場づくりを推進します。 また、障がいの有無に関わらず、地域住民同士で意見を交換したり、交流したりする機会や場づくりを検討します。	福祉課 文化スポーツ課 地域産業振興課 総務課
企画・行事等に対する支援	各種団体が企画する催し物、行事に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣やバリアフリー施設の貸与等の支援を行います。	福祉課
(3) スポーツ・レクリエーション等の充実		
施策名	内 容	担当部署
障がいのある人のスポーツ振興	障がいのある人が気軽に参加できる環境を整備し、スポーツ・レクリエーション大会への障がいのある人の参加拡大を図ります。また、全国大会への参加選手や優秀な成績を挙げた人に対しては積極的に顕彰します。	文化スポーツ課
スポーツ施設の改善	地域にある身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、障がいのある人の利用に配慮したスポーツ施設・設備の整備改善を図ります。	文化スポーツ課
指導員の養成	障がいのある人のレクリエーション活動やスポーツ活動の振興を図るため、レクリエーション団体、障がい者団体、施設等の協力を得て、障がいのある人でも参加できるレクリエーションやスポーツを指導・開催する人材の養成に努めます。	文化スポーツ課 福祉課

第6章 サービス提供について



1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用量のほか、目標値（数値目標）の設定をします。

2 国の基本方針

国が示す基本指針に記載されている基本的理念は、以下のとおりです。

基本的理念	要旨
① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、サービス等の提供体制の整備を進める。
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けられることができるよう、市町村を実施主体の基本とする。対象となる障がい者等の範囲は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とする。
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限活用し、提供体制の整備を進める。
④ 地域共生社会の実現に向けた取組	地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築推進に取り組む。
⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援	障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で、障害種別にかかわらず、質の高い発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る。また、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携し、切れ目ない支援を提供する体制の構築を図る。

⑥ 障害福祉人材の確保・定着	提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのため、専門性を高めるための研修実施、多職種間連携の推進、業務効率化等に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。
⑦ 障がい者の社会参加を支える取組定着	文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

3 町の基本方針

**地域で安心して暮らせる
共生のまち 内灘をめざして**

内灘町は、障害者計画 2024 で掲げる基本理念「互いに支え合い、助けあう 心豊かで思いやりのあるまち 内灘をめざして」及び国の基本方針を踏まえ、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本方針を設定します。

4 成果目標・活動指標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本方針>

令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。

当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

町の目標	国の指針に基づいた目標数値の達成を目指します。
------	-------------------------

<目標値>

項目	目標	実績	考え方
令和4年度末の施設入所者数	—	21人	令和4年度末に施設入所している人数
地域移行者数	2人 (9.5%)	—	令和4年度末の施設入所者のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行する人数（6%以上）
施設入所者の減少数	2人 (9.5%)	—	令和8年度段階での減少を見込む人数（5%以上）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本方針>

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。こうした取組により、精神障害者の精神病床からの退院の促進を図ることとする。

町の目標	既存の相談支援事業所連絡会を協議の場とし、保健、医療、福祉関係者が連携して年1回以上協議を行い、精神に障がいのある人が地域で安心して生活できるように、差別や偏見のない誰でもが共生できる町の実現に向けた、取り組みを検討・推進していきます。
------	--

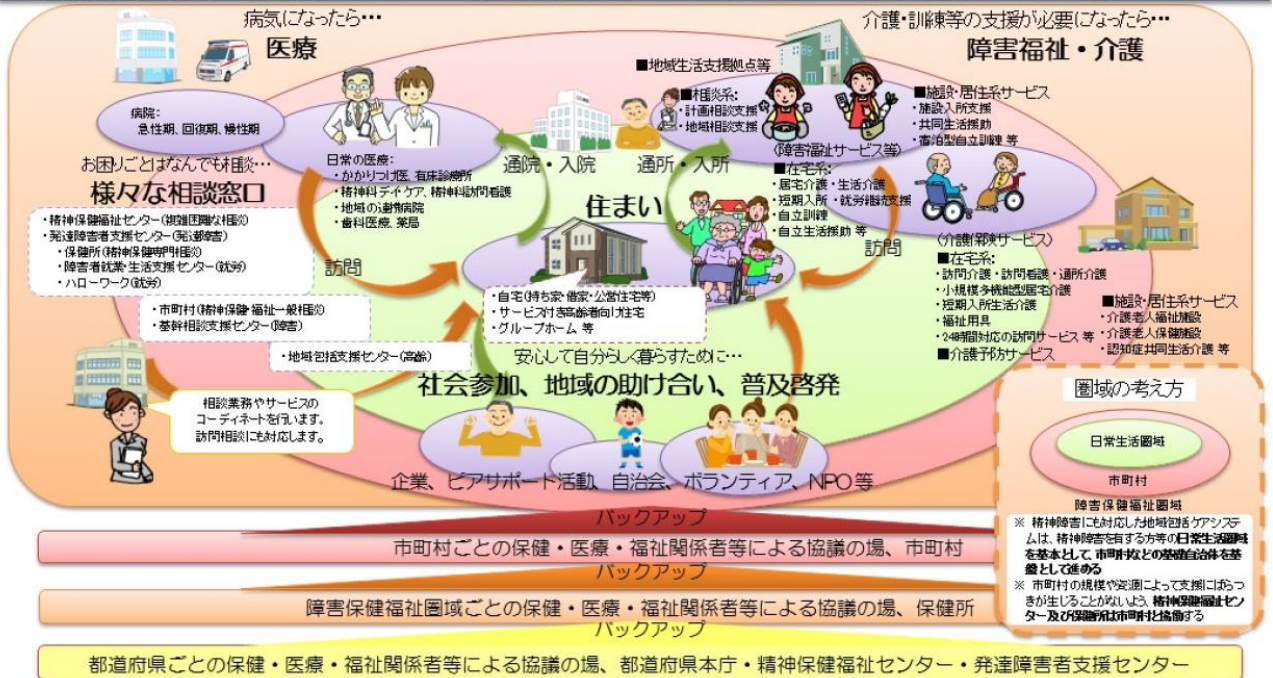
<目標値>

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	保健	2人	2人	2人
	医療（精神科）	2人	2人	2人
	医療（精神科以外）	未定	未定	未定
	福祉	5人	5人	5人
	介護	2人	2人	2人
	当事者	未定	未定	未定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数		1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数		1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者		2人	2人	2人
精神障害者の自立生活援助の利用者数		0人	0人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】		1人	1人	1人

【参考】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



資料：厚生労働省

(3) 地域生活支援の充実

<国の基本方針>

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

町の目標	地域生活支援拠点等の整備については、既存の相談支援事業所連絡会を活用し、関係事業所間で協議し、各事業所の協働による整備を検討・推進していきます。強度行動障害者に関する支援については、施設入所だけではなく、地域でも生活できるよう、関係事業所等と連携し、支援体制の整備に努めます。
------	--

<目標値>

項目	目標	実績
	令和8年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	0か所
コーディネーターの配置人数	1人	0人
地域生活支援支援拠点等の検証及び検討の実施回数	1回以上/年	0回/年
強度行動障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新規】	整備	未整備

【参考】



資料：厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

<国の基本方針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

町の目標	一般就労移行者数については、国の指針に基づいた目標数値の達成を目指します。町内に就労移行支援事業所がないため、国が示す目標数値の設定は困難ですが、引き続き必要な支援体制の確保に努めます。
------	---

<目標値>

項目	目標	実績	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	—	6人	就労移行支援事業等を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労移行支援事業	—	3人	就労移行支援事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労継続支援A型事業	—	1人	就労継続支援A型事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労継続支援B型事業	—	2人	就労継続支援B型事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
令和8年度の一般就労移行者数	11人	—	就労移行支援事業等を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労移行支援事業	4人 (1.33倍)	—	就労移行支援事業を通じて令和8年度に一般就労する人数(1.31倍以上)
就労継続支援A型事業	4人 (4.0倍)	—	就労継続支援A型事業を通じて令和8年度に一般就労する人数(1.29倍以上)
就労継続支援B型事業	3人 (1.5倍)	—	就労継続支援B型事業を通じて令和8年度に一般就労する人数(1.28倍以上)

②就労定着支援事業の利用者数

<国の基本方針>

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

町の目標	国の指針に基づいた目標数値の達成を目指します。
------	-------------------------

<目標値>

項目	目標	実績	考え方
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	—	4人	令和3年度末における就労定着支援事業を利用した人数
令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	6人	—	令和8年度末において就労定着支援事業を利用する人数

③就労定着支援事業所の就労定着率

<国の基本方針>

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

町の目標	町内に就労定着支援事業所がないため、国が示す目標数値の設定は困難ですが、引き続き必要な支援体制の確保に努めます。
------	--

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

<国の基本方針>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。

町の目標	児童発達支援センターの単独設置は困難なため、近隣市町と連携し、体制整備を検討します。また、事業所、保育所、保健センター等と情報共有・連携して障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築していきます。
------	---

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	1カ所（圏域又は近隣市町）
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築の有無	構築

②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<国の基本方針>

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

町の目標	国の指針に基づいた目標数値の達成を目指します。
------	-------------------------

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	1カ所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1カ所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

<国の基本方針>

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

町の目標	令和4年度から、教育・子育て・母子保健・福祉等の関係者が集まり、年1回協議の場を設け、医療的ケア児等に関する支援への課題検討や情報共有を継続して行います。
------	---

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置の有無	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

<国の基本方針>

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

町の目標	基幹相談支援センターの単独設置は困難なため、近隣市町と共同設置し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保できるようにします。また、庁舎内に相談員を委託し、総合的・専門的な相談窓口として広報し、相談体制の強化に努めます。既存の相談支援事業所連絡会にて町内の相談支援事業所と個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発、改善等に努めます。
------	--

<目標値>

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無		調整	調整	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	—	—	50件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	—	—	4件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	—	12回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	—	12回
	主任相談支援専門員の配置数	—	—	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等【新規】	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	3回	3回	3回
	参加事業者・機関数	4機関以上	4機関以上	4機関以上
	専門部会の設置数	検討課題が生じたら設置する	検討課題が生じたら設置する	検討課題が生じたら設置する
	専門部会の実施回数	整備	整備	設置

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の基本方針>

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

町の目標	町内の事業所に対して、研修に関する情報提供を行うとともに、町職員も積極的に研修に参加し、サービス等の質の向上に努めます。審査支払等システムによる審査結果について、警告やエラーの多い請求等について、町内事業所を対象に情報共有を行うことを検討しています。
------	---

<目標値>

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修への本町職員の参加人数	3人以上	3人以上	3人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	1回 事業所向け に開催を 検討	1回 事業所向け に開催を 検討	1回 事業所向け に開催を 検討
指導監査結果の関係市町村との共有	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数	1回	1回	1回

(8) 発達障がい等に対する支援

<国の基本方針>

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

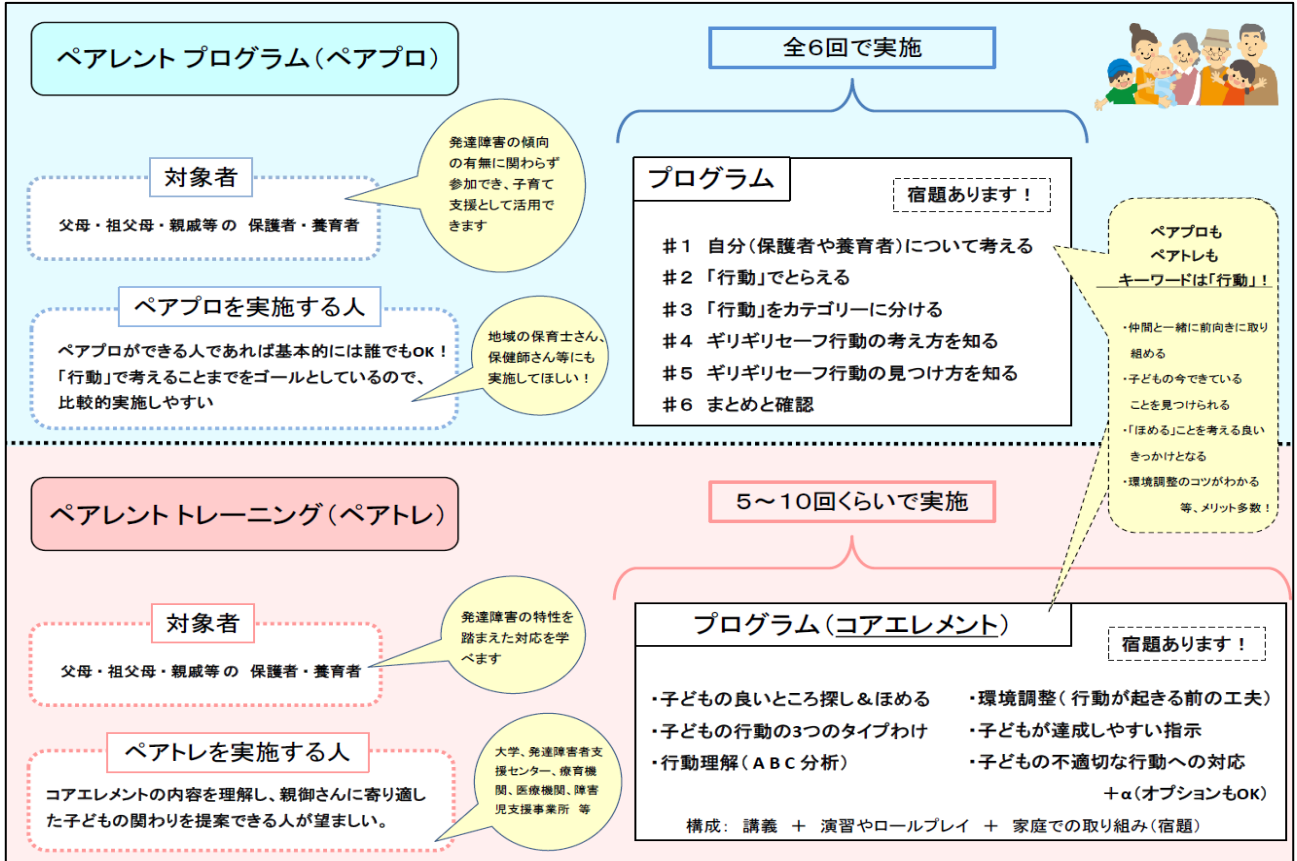
また、発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に判断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

町の目標	本町では、令和2年度から保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングを実施しており、引き続き必要な支援体制の構築に努めます。ペアレントメンターの養成やピアサポートの活動については石川県が実施しているため、具体的な数値目標は設定しない。
------	---

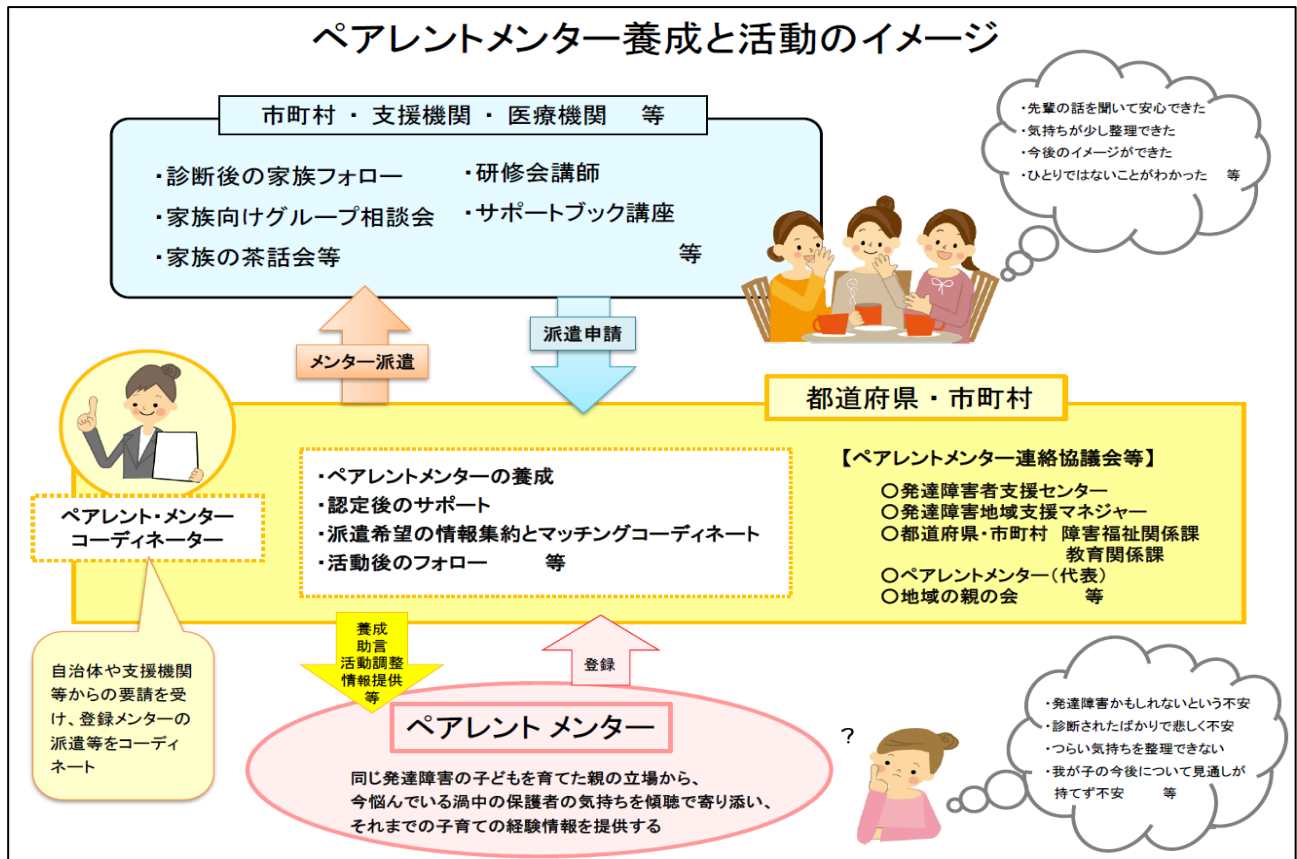
<目標値>

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング	実施の有無	実施	実施	実施
	実施者数	6人	7人	8人

【参考】



資料：厚生労働省



資料：厚生労働省

5 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	<p>肢体に重度の障がいのある人で常に介護を必要とする人を対象にします。</p> <p>自宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動介護等を総合的に行います。</p>
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方を対象とし、移動時または外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。
行動援護	<p>知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある方で、常に介護を必要とする人を対象とします。</p> <p>行動する時に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。</p>
重度障害者等包括支援	<p>常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とします。</p> <p>対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要なサービスを包括的に提供します。</p>

<サービスの見込み量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	46	42	32	31	29	28
	時間	265	248	281	269	258	247
重度訪問介護	人	2	2	2	2	2	2
	時間	567	550	623	682	747	819
同行援護	人	10	12	10	10	11	11
	時間	50	76	99	107	115	124
行動援護	人	4	3	4	4	5	5
	時間	21	27	55	62	70	78
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上のための支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。
- ・ニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・介護保険事業者に対しても新規参入を働きかけ、事業者の参入を促進していきます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体機能の向上に必要な訓練として、地域生活を営む上で必要となる身体機能の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション等の日常生活上の相談・支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の向上に必要な訓練として、地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活上の相談・支援を行います。
就労選択支援 【新規】	就労移行支援、就労継続支援A型・B型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切な選択ができるようサポートを行います。
就労移行支援	一般企業等への就労に向けて、事業所内における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援A型	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援B型	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた必要な支援・指導等を行います。A型と異なり、雇用契約は結びません。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人を対象とします。 医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援等を行います。
短期入所（福祉型）	病気等で家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービスを行います。
短期入所（医療型）	病気等で家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービスを行います。

<サービスの見込み量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	57	59	57	57	57	56
	人日	1,091	1,091	1,133	1,137	1,141	1,144
うち重度障害者	人	6	6	6	5	5	5
	人日	126	124	127	127	128	128
自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	0	1	1	1
	人日	6	0	0	6	6	6
自立訓練 (生活訓練)	人	9	8	1	1	1	1
	人日	35	28	7	7	7	7
就労選択支援	人	—	—	—	0	0	1
	人日	—	—	—	0	0	0
就労移行支援	人	12	8	8	8	9	9
	人日	59	54	123	136	149	164
就労継続支援A型	人	41	46	38	39	41	43
	人日	601	688	731	773	819	866
就労継続支援B型	人	96	101	88	90	92	94
	人日	1,449	1,475	1,527	1,571	1,615	1,662
就労定着支援	人	4	4	3	4	5	6
療養介護	人	5	6	6	6	6	6
短期入所(福祉型)	人	26	27	19	18	18	17
	人日	80.5	77.5	96	100	104	108
うち重度障害者	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
短期入所(医療型)	人	1	1	1	2	2	2
	人日	1.3	1	2	3	3	3
うち重度障害者	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・サービス利用者が良質なサービスを受けられるよう、事業者に対する適切な助言や指導を行います。
- ・サービス利用希望者を適切に把握するとともに、今後想定されるニーズに対応できるよう、事業を行う意向を有する事業者等の把握に努めながら、多様な事業者の参入を促進していきます。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	施設等から居宅単身生活へ移行において、自立生活のための支援が必要な人に対して、定期的な巡回訪問や通報時の随時対応により、状況把握、相談、環境整備等必要な支援を行います。
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない人に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居にて相談その他の日常生活上必要な援助等を行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な人に対し、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

<サービスの見込み量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
共同生活援助	人	45	54	48	50	53	55
うち重度障害者	人	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人	25	23	23	22	21	19

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・地域生活への移行を進めるため、グループホームの整備を働きかけていきます。
- ・円滑な地域生活が送れるよう、個人の障害特性に対して地域住民の理解と協力が得られるように啓発活動を行います。

(4) 相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての人に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人、または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしを始めた人、地域生活が不安定な人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談・支援を行います。

<サービスの見込み量>

(1年あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	247	245	260	267	274	281
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	1	0	0	1	1	1

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・サービス提供事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように相談支援体制の充実に努めます。
- ・医療機関や入所施設、相談支援事業所等と連携して、地域生活への移行を進められるよう、サービスの活用促進に努めます。
- ・医療機関や相談支援事業所等と連携して、どの障害にも対応できる生活支援拠点等の整備を検討します。

6 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発活動等を行う事業です。

現在は、理解を深めるために、レクリエーションやサロン等を企画し、地域と当事者の交流を図っています。

事業名	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

<見込み量を確保するための方策>

- ・町広報誌やホームページ等による周知を図るとともに、障害者週間等の機会を活用し、地域住民等への周知啓発に努めます。
- ・当事者と地域住民、福祉や医療等の関係者での交流会等を開催し、地域住民の障がいやその特性への理解を深めるように当事者グループや社会福祉協議会等と協力して検討します。

(2) 相談支援事業

支援が必要な方や児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するためや社会生活力を高めるための支援等を行う事業です。

サービス名	サービスの概要
地域相談支援センター (障害者相談支援事業)	障害種別にかかわらず、自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設することで、障害者総合支援法の目的の実現を図るとともに、行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、福祉の向上を目指します。
基幹相談支援センター	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着支援の促進への取組、権利擁護・虐待の防止等を行う中間的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など）を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言等、人材育成の支援等を行います。
住居入居等支援事業 (居住サポート事業)	公営住宅及び賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な方に対し、入居への支援を行うとともに、生活等の相談支援、関係機関との連絡調整を行います。

<見込み量を確保するための方策>

- ・町広報誌やホームページ等による周知を図るとともに、障害者週間等の機会を活用し、地域住民等への周知啓発に努めます。
- ・当事者と地域住民、福祉や医療等の関係者での交流会等を開催し、地域住民の障がいやその特性への理解を深めるように当事者グループや社会福祉協議会等と協力して検討します。

(3) 成年後見制度利用支援事業

1人では正しい判断をすることが難しい方への意思決定の支援として、家庭裁判所へ申立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う事業です。

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	利用者無	利用者無	利用者有	実施	実施	実施

<見込み量を確保するための方策>

- ・障がいのある人が安心して、不利益を被らない日常生活ができるよう、制度の周知を図るとともに、事業充実、支援体制の整備に向けて検討を行います。

(4) 成年後見制度法人後見支援事業・成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるよう支援を行う事業です。また、成年後見制度普及啓発事業は障害者の権利擁護を図ることを目的に制度の普及啓発を行う事業です。

<見込み量を確保するための方策>

- ・中核機関を設置し、段階的に整備します。
- ・成年後見制度の利用を促進するため、研修会の実施や生活情報を記録する媒体の作成や活用啓発を行います。
- ・法人後見に係る支援、市民後見人の養成等による人材確保を行うため、町社会福祉協議会・NPO法人等、成年後見制度を担う関係機関等の地域連携ネットワークの構築を図るとともに、近隣市町との協力も含め、広域的な体制も検討していきます。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚障害、音声又は言語機能障害等の、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、公的機関への用件、病気治療のための用件時に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。

平成 29 年度に、手話通訳士の資格を持つ正規職員を採用し、窓口や緊急時の聴覚障害のある方等への意思疎通支援の強化を図っています。

<サービスの見込み量>

(1年あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数	人	217	222	215	240	240	240

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・手話通訳士の資格を持つ町職員や手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、各種申請手続きや相談窓口に対応する等、意思疎通の推進を図ります。
- ・関係団体等との連携を図り、地域における手話通訳者や手話奉仕員の把握・養成に努めるとともに、きめ細かなサービスの提供体制を整備していきます。
- ・石川県の遠隔手話サービスが開始されたことから、医療機関への受診等の際に活用できるように周知啓発を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

要件を満たす方へ、日常生活用具等を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図る事業です。

サービス名	サービスの概要
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、身体介護を支援する用具や、児童の訓練用のいす等を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、入浴、食事、移動等の生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、自宅での生活や在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	自宅での生活における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

<サービスの見込み量>

(1年あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	1	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	3	4	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	7	2	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	8	9	8	8	8	8
排せつ管理支援用具	件	713	782	814	830	840	850
住宅改修費	件	1	0	2	1	1	1

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・在宅生活の向上を図るため用具の提供を行うとともに、障がいの特性やニーズ等を把握し、対象品目等の見直しについて検討を行う等、事業の充実を図ります。

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な方へ、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための支援を行う事業です。

<サービスの見込み量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	27	29	27	28	28	28
	時間	180	199	180	185	185	185

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・今後も継続した利用が見込まれるため、適切にサービスが提供できるよう事業所の確保に努めます。

(8) 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う事業です。

<サービスの見込み量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	人	4	4	4	4	4	4
	時間	40	39	45	45	45	45

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・今後も継続した利用が見込まれるため、適切にサービスが提供できるよう事業所の確保に努めます。

(9) 訪問入浴サービス事業

在宅生活をしている入浴が困難な重度の障がいのある人に対して、自宅で入浴サービスを行う事業です。

<サービスの見込み量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	3	2	2	2	2	2
	日	8	10	11	11	11	11

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるように、提供体制の確保に努めます。

(10) 生活訓練事業

視覚障害のある方に歩行・点字・パソコン・日常生活動作等の訓練、個別指導を行う事業です。石川県視覚障害者協会に委託し、実施しています。

<サービスの見込み量>

(1年あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練事業	人	10	11	10	10	10	10

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・町広報やホームページ等で情報提供するとともに、サービスの周知を図り、利用の促進に努めます。

(11) 日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し、同時にその家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に行う事業です。

<サービスの見込み量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	13	11	11	10	10	10
	日	46	41	66	73	79	87

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・令和2年度に町内に1か所、事業所が整備されました。今後も利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めます。

(12) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される、日常生活会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成する事業です。

事業名	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施 入門編	実施 基礎編	実施 入門編	実施 基礎編	実施 入門編	実施 基礎編

<見込み量を確保するための方策>

- ・手話奉仕員養成講座の内容の充実を図るとともに、受講後も継続して技術の維持・向上のための活動の場が提供できるよう努めます。

(13) 虐待防止対策

虐待の未然防止、早期発見のため、近隣の方等からの通報により、実態確認を行い、石川県等と連携・協力して早期対応、再発防止に努めています。また、通報後の緊急一時保護を目的とした場所の確保等の体制整備も行います。

<見込み量を確保するための方策>

- ・虐待の未然防止及び早期発見のための窓口として、内灘町障害者虐待防止センターを設置しており、通報や届出があった場合は早急に対応を判断し、支援していきます。
- ・緊急的に一時保護できる場所の確保や整備、体制を整えます。
- ・石川県の事業である虐待防止チームの派遣事業も活用し、効率的な支援を行っていきます。

(14) 芸術文化活動支援による社会参加等の促進

令和5年度に石川県で「第38回 国民文化祭」及び「第23回 全国障害者芸術・文化祭」が開催され、多くの障がい者が参加されました。今後も文化教室や各種講座等について、障がい者が参加しやすい実施形態等を検討し、障害者による芸術文化活動に対する発表の機会や社会参加への機会の確保等についても支援を行います。

(15) 障害者差別解消法における取組

共生社会の実現に向け、町広報誌やホームページ等での合理的配慮についての周知・啓発をはじめ、リーフレットの窓口設置等、普及啓発を促進し、地域住民の理解向上を進めます。

7 児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保の方策

(1) 障害児通所、入所、相談支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを行います。
放課後等デイサービス	支援が必要な就学児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスを行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが、著しく困難な重度の障がいのある児童の自宅を訪問し、発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする児童やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整等の支援を行います。

<サービスの見込み量>

(1か月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	15	14	8	8	8	8
	人日	109	140.5	104	109	114	120
放課後等 デイサービス	人	51	54	46	45	45	45
	人日	670	657	755	793	833	874
保育所等訪問支援	人	2	1	1	1	1	1
	人日	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	1.3	2	2	2
障害児相談支援 (年間)	人	60	63	72	76	81	86

※令和5年度は10月分までの平均で算出

<見込み量を確保するための方策>

- ・ニーズに応じたサービスの提供が出来るように、提供体制の確保に努めます。
- ・児童やその家族が必要な支援を受けることができるよう、保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。

8 施設の整備目標

施設等の整備計画については、利用者の増加が見込まれることから就労継続支援A型、相談支援事業所、重度心身障がい児又は医療的ケアの必要な障がい児が利用できる児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所を整備することを目標に、県との連携を図ります。

計画年度	第6期 (令和3～5年度)		第7期(令和6～8年度)						第7期末 整備目標	
	既開所分		整備計画							
	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度			
施設等の種類	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
居宅介護	5	-							5	-
重度訪問介護	4	-							4	-
同行援護	4	-							4	-
行動援護	1	-							1	-
重度障害者等包括支援										
生活介護	2	26							2	26
自立訓練(機能、生活)										
就労選択支援	-	-								
就労移行支援										
就労継続支援A型	1	20					1	20	2	40
就労継続支援B型	2	54							2	54
就労定着支援										
療養介護										
短期入所	1	1					1	2	2	3
共同生活援助	7	54							7	54
自立生活援助										
施設入所支援										
児童発達支援	3	30					1 ※	10	4	40
医療型児童発達支援										
居宅訪問型児童発達支援										
放課後等デイサービス	3	30					1 ※	10	4	40
保育所等訪問支援										
移動支援	5	-							5	-
地域活動支援センター										
日中一時支援	2	4							2	4
訪問入浴										
指定特定相談支援 指定障害児相談支援	5	-					1	-	6	-
指定一般相談支援	1	-							1	-

第7章 計画の推進体制



1 計画の推進体制

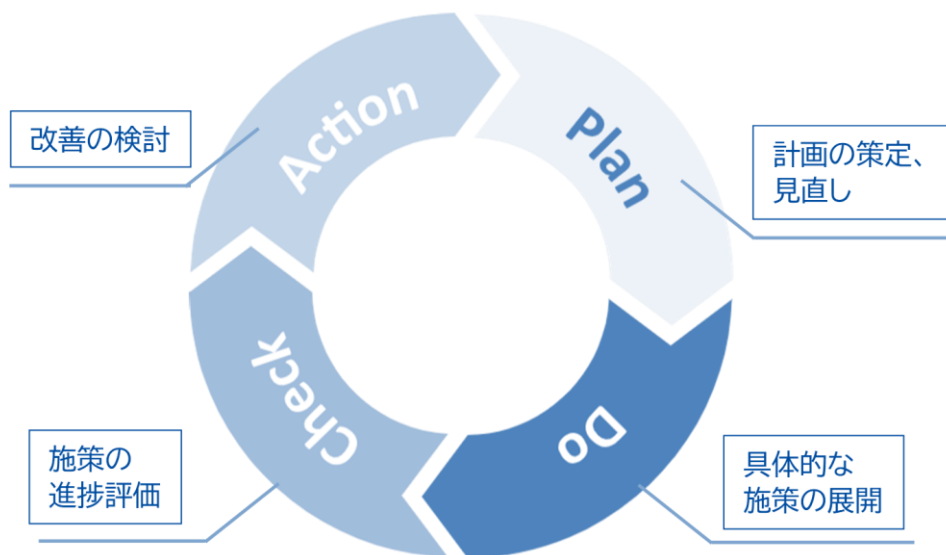
本計画を推進するにあたっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援等、福祉分野だけでなく、保健や医療をはじめ、人権、雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要となります。福祉課を中心に、庁内の関係各課との連携を図りながらネットワークを強化し、計画を推進します。

2 計画の進捗管理・評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、施策の実施状況や進捗状況をPDCAサイクルで点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

福祉課において進捗状況の取りまとめを行うとともに、内灘町地域自立支援協議会において、計画を分析及び評価し、必要に応じて見直しを行います。

PDCA サイクル





(1) 内灘町自立支援協議会委員名簿

	区 分		氏 名
1	相談支援事業者	相談支援事業所ケアセンター華 相談支援専門員	北川 仁美
2	障害福祉サービス 事業者	社会福祉法人うちなだの里 施設長	北 真人
3	保健、医療、教育 又は 就労支援関係者	石川県石川中央保健福祉センター 専門員	磯辺 吉晃
4		教育部 学校教育課 指導管理担当課長	関谷 登最宏
5		金沢公共職業安定所 津幡分室 雇用指導官・就職促進指導官	上田 直人
6	障害者団体関係者	内灘町障害児・者連絡協議会 代表	船本 礼子
7	福祉団体関係者	社会福祉法人内灘町社会福祉協議会 福祉活動専門員	藤田 徹
8	関係行政機関の職員	保険年金課担当課長 兼 保健センター所長	前田 理子
9	障害者及びその家族	障害者及びその家族	谷内 修一

(2) 内灘町自立支援協議会設置要綱

(設置)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に基づき障害者の地域における生活を支援するため、相談支援体制をはじめ、地域の障害福祉に関するシステムづくりをすすめることを目的に、内灘町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 相談支援事業に関すること。
- 二 障害福祉に関する困難事例への対応のあり方に関すること。
- 三 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- 四 障害者計画及び障害福祉計画の進捗状況の把握及び助言に関すること。
- 五 その他障害福祉に必要な事項

(組織)

第三条 協議会は、委員十人以内で組織し、委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- 一 相談支援事業者
- 二 障害福祉サービス事業者
- 三 保健、医療、教育又は就労支援関係者
- 四 障害者団体関係者
- 五 福祉団体関係者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 障害者及びその家族
- 八 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第五条 協議会に会長及び副会長を各一名置く。

2 会長は委員の互選とする。

3 副会長は会長の指名により選出する。

(職務)

第六条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 協議会の会議は、会長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会及び連絡会)

第八条 協議会は、必要に応じて個別課題を協議するための部会や情報の共有及び地域課題の発掘・解決を図るための連絡会を設置することができる。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、町民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第七条の規定にかかわらず、町長が招集する。

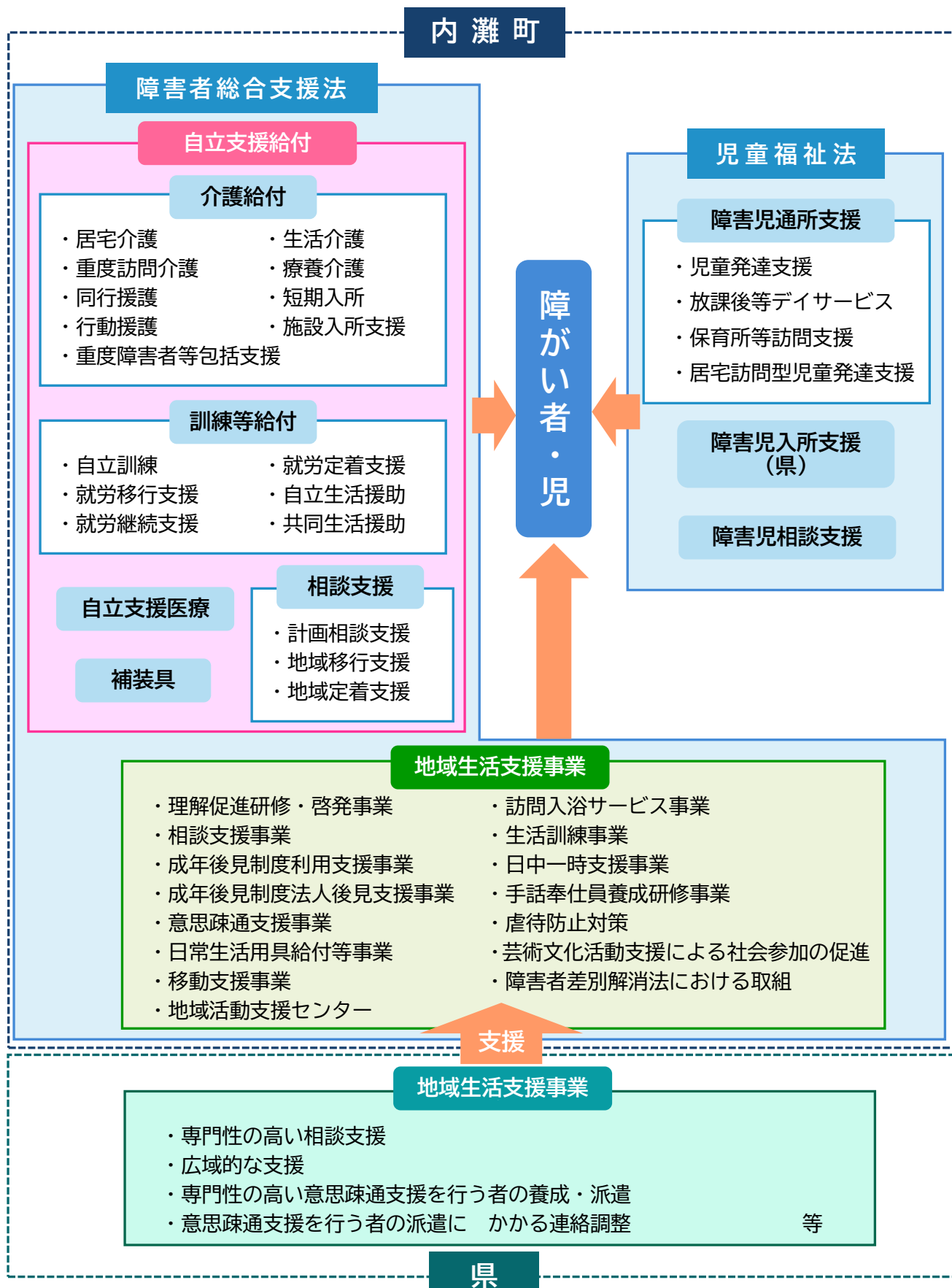
附 則 (平成二五年三月二九日告示第一七号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年七月一日告示第四三号)

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

(3) 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービスの関係図 (サービスの体系図)



(4) 計画策定経過

年月日	実施内容
令和5年7月8日~21日	住民への意識調査（アンケート）の実施
令和5年9月27日	第1回 内灘町自立支援協議会 ・自立支援協議会の体制について ・障害者相談員連絡会等の報告について ・障害者相談支援事業の報告について ・計画の体系（案）について ・アンケート調査の結果について
令和5年11月20日	第2回 内灘町自立支援協議会
令和5年12月18日 ~令和6年1月9日	パブリックコメント
令和6年2月（予定）	第3回 内灘町自立支援協議会

内灘町障害者計画 2024
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

発行・編集 内灘町 町民福祉部 福祉課
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
電話番号 076-286-6703
FAX 番号 076-286-6704
メールアドレス fukushi@town.uchinada.lg.jp